

水源開発問題全国連絡会◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-W201
tel:03-5211-5429 fax:03-5211-5538
郵便振替：00170-4-766559

関電、2600万円漁業補償

放流アユ全滅受け

「魚類影響なし」

ハツ場ダム「不要で巨額」
一斉住民監査請求へ

国土交通省が群馬県に建設中のハツ場ダムは不必要な事業であると、民営本

業の会など各都県の市町村

9月に
4都県で

号云新P37 2004
29

2004 7/5 2106

黒部川ダム排砂 関西
電力の出し平々
△は、土砂でダ
ム湖が埋まるのを防ぐた
め、湖内の土砂を開閉式
ゲートで下流に流す排砂
を実施している。

徳山ダム訴訟

一審見直し求める

目)ら=13日午前、名古屋市中区の名古屋井田士会館で

負担さらに増加も

事務局からの報告

例年になく梅雨前線の動きで、新潟県内と福井県内で甚大な被害が生じました。被害を被られた方々にはお見舞い申し上げます。

全国各地の動きと水源連事務局を中心とした動きを報告いたします。

1. 全国各地の主な動き

全国各地の動きについてその概要を記します。

川辺川ダム問題：新たな利水計画（国営川辺川土地改良事業計画）の策定に向けて、対象農家の3分の2以上の同意を得られる内容の検討が行われています。農水省関係者、県関係者が対象農家の意向調査・水需要調査を行うため、集落単位農家座談会を開催しています。この集落単位農家座談会を各地域で開催し、そこで出された農民の意向を基に、対象農家の3分の2以上の同意を得られる内容の利水計画を立案することになっているので、この座談会の場がダム依存の方向に農民を誘導する場にならないよう、利水弁護団、利水原告団の皆さんが交代で傍聴・監視を行っています。これまでの集落単位農家座談会への対象農民の出席率が低く、農民の関心はあまり高くありませんが、これは、積極的に新たな利水事業を必要としている農家は少ないことを示しています。集落単位農家座談会は今後とも続けられます。ダム依存型に誘導する場にならないよう、傍聴・監視も続けることとなります。この場を借りて、現地の皆さんの労に対して「ご苦勞様、頑張ってください」と激励のエールを送ります。

治水に関しては、国と住民が県のコーディネートの下で、「森林の保水力の検証」を共同で行うことになり、当初の計画では今頃はその検証に入っている時期です。しかし、検証方法について国側が何かにつけクレームをつけ、検証の途についていません。森林の保水力の評価を行うための手法について、国側の後ろ向きな対応が目立っています。この調査を行えば、森林の保水力の向上が実証されてしまい、国のこれまでの治水の前提が崩れ去るわけですから、国が抵抗するのも当然かもしれませんが…。

●苦田ダム問題：岡山地方裁判所が2004年3月25日に「監査請求却下取り消し住民訴訟」に対して、「苦田ダムの建設計画に違法な点は認められず、岡山県が本件支出をするに際し、苦田ダム建設計画が適切であると判断したことは適法である。」という行政べったりの判決を出しました。矢山有作氏ほか38名の方が、この判決は「経験則違反に基づく重大な事実誤認が存するものであり、違法である。」として広島高等裁判所に控訴しました。原判決は原告側が指摘した「公共性・公益性の喪失」について被告側の言い分をそのまま採用して、これをことごとく否定した内容でした。控訴審において「1. 利水機能について」「2. 治水機能について」「3. ダム基礎岩盤分類基準について」「4. ダム貯水池周辺地域及び貯水池内における斜面崩壊の防止対策について」「5. 堆砂容量について」再度、事実をもって争うことになります。

●ハッ場ダム問題：1都5県の住民が「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」を結成して、それぞれの都県に対して「ハッ場ダム建設事業に対する負担金の支出差止等を求める住民監査請求」を9月10日に一斉に行う準備をしています。この監査請求は、治水・利水両面で必要性がなく、実際の受益のないハッ場ダム事業に対して1都5県が巨額の費用を負担するのは、地方自治法、地方財政法、河川法、特定多目的ダム法、地方公営企業法に違反しているので、その支出の停止を求めるものです。この一斉住民監査請求では請求人をできるだけ数多く集めて、これを機会にハッ場ダム反対運動の輪を一気に広げていきたいと考えています。市民オンブズマンもこの住民監査請求の運動に加わっています。9月12日には「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」が新宿住友ホールで、田中康夫長野県知事、川辺川ダム利水裁判の板井弁護団長を来賓とし

いので、水源連が組織として対応することは不相当と判断し、各自が勝手連的に藤田氏を応援しました。善戦ではありましたが、議席を得ることはなりませんでした。

国際関係では、東南アジアで問題となっている、日本からのODAがらみのダム問題について、水源連としてのかかわり方を検討しています。

今年度の水源連総会・全国集会の概要が決まりました。

1) 河川整備計画関係の報告（一部、28号記載記事と重複）

河川整備計画策定に向け、住民が素案策定の段階から参画するシステムが保障されていないことから、流域委員会のような問題が生じています。住民参画のシステムを具体的に提案することと、各河川の河川整備計画の策定状況を各河川事務所や県に問い合わせるときの材料を提供することを目的に、中村敦夫参議院議員を通して、「一級河川の河川整備基本方針および河川整備計画に関連した資料請求」の資料請求を行いました。国土交通省河川局河川計画課から資料が開示されました。

■開示を求めた資料

1. 一級水系109水系のそれぞれについて、既設ダム、建設中ダム、計画中ダムの名前およびそのダムが位置する支川の名を示された。なお、ここではダムを総貯水量が100万m³以上のものとする。
2. 一級河川109水系のそれぞれについて、知事管理区間（指定区間）を示されたい。
3. 一級河川109水系のそれぞれについて、旧河川法に基づく工事実施基本計画に関し、次のデータを示されたい。
4. 一級河川109水系のうち、河川整備基本方針が未策定のそれぞれについて次のことを明らかにされたい。
 - ①河川整備基本方針策定に向けて取り組んできた今までの経過（年月も含め具体的に）
 - ②河川整備基本方針の策定までの今後のスケジュール（年月も含め具体的に）
5. 一級河川109水系のうち、河川整備計画が未策定の水系のそれぞれについて次にことを明らかにされたい。
 - ①河川整備計画策定に向けて取り組んできた今までの経過（年月も含め具体的に）
 - ②河川整備計画策定までの今後のスケジュール（年月も含め具体的に）
 - ③河川法第16条の2の3項に関して今まで行ってきたこと
 1. 流域委員会またはそれに類似する組織を設置した場合はその開催年月とその会議の各課題（上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。）
 2. まだ設置していない場合は流域委員会の準備会（フォーラム、懇談会、またはそれに類似する組織）の開催年月とその会議の各課題（上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。）
 3. そのような準備会もまだエッチしていない場合は流域委員会をどのように進めてきたかを具体的に
 4. 以上の他に河川法第16条の2の3項に関して今まで行ってきたこと（具体的に）
 - ④河川法第16条の2の3項に関して今後行う予定になっていること。（具体的に）
 - ⑤河川法第16条の2の4項に関して今まで行ってきたこと。
 1. 公聴会、意見交換会、出前講座等を行ってきた場合はそれらの開催年月日と開催場所と応募・参加状況（上記の公聴会等を支川ごとに行ってきた場合は支川ごとに示す。）
 2. まだ開催していない場合は、その準備をどのように進めてきたかを具体的に。
 3. 以上の他に河川法第16条の2の4項に関して今まで行ってきたこと（具体的に）
 - ⑥河川法第16条の2の4項に関して今後行う予定になっていること（具体的に）
 - ⑦河川法第16条の2の3、4項によらずに、河川整備計画に住民の意見を反映させるために、実施した方法があれば、その内容（具体的に）
 - ⑧河川整備計画またはその素案の策定に関する広報の方法

1. 河川整備計画またはその素案の策定に関して住民の意見を聞くために実施した広報の方法
 2. まだ、そのための広報を実施していない場合は今後実施する予定に広報の方法
6. 一級河川109水系のそれぞれに関して、次のことを明らかにされたい。
- ①流域住民を対象とした定期的行事とその実績（過去3年間）
 - ②流域住民を対象とした恒常的な意見交換の場とその実績
7. 一級河川の都道府県管理区間の河川整備計画および河川整備計画案について次の子を明らかにされたい。
- 河川整備計画または河川整備計画案が策定された各河川について、洪水基準点における整備計画の目標流量（洪水調節施設がない場合の目標流量）、目標流量の根拠、洪水調節施設がある場合の目標流量（河道対応流量）、洪水調節施設の名称と容量、整備計画の決定年月、住民の意見を聞くためにとった方法、流域委員の選定方法、流域委員会委員の人数と公募委員の人数、公聴会の開催回数と陳述者の人数を明らかにされたい。ただし、河川整備計画のうち、2003年11月21日の回答に含まれているものは除く。なお、河川整備計画案とは、まだ決定していないが、すでに都道府県から国土交通省に提出されているものを意味する。

■開示された資料の概要・扱い

- * 1, 2, 3については、すでに入手している河川整備基本方針、河川整備計画策定済みの情報と照合しやすい形に整頓します。
- * 一級河川109水系のうち、2004年7月5日現在、河川整備基本方針が策定されているのは27水系、河川整備計画が策定されているのは11河川です。
未策定の水系・河川の今後の策定予定についての具体的な記述がなく、全く秘密裏に策定作業が進められています。
- * 多くの水系・河川で流域住民を対象としたイベントや意見交換会が行われています。これらが河川整備計画策定の時にどのような役割を果たすのかが問題になります。自分が関係する河川について、問い合わせてみることをお勧めします。
- * 一級河川の内、都道府県管理区間部分（例：肱川水系中下流圏域）に関する河川整備計画が策定されたところは15箇所です。これらの策定において流域委員を公募しているところは一つも見当たりません。公聴会すら開催せずに計画決定しているところが数多くあります。流域住民の関与が閉ざされている実態が浮き彫りになっています。
- * 事務局としては分析を加え、不十分なものについては再度、資料を請求し、形を整えて総会の資料にする予定です。
- * 今回開示された資料をご希望の方には事務局から郵送します。また、早い時期に水源連のホームページに掲載します。

流域委員会が設置された河川の河川整備基本方針、河川整備計画、住民参加の現状についての一覧表を、「オフィス条約を日本で実現するNGOネットワーク・第二東京弁護士会環境法研究会 学習会」における発表資料から転載いたします。（次頁表参照）

2) 今回の参議院選挙を振り返って

残念ながら藤田氏とこれまでお世話になっていた中村敦夫氏が落選しました。水源連事務局としては、今回の選挙に関し、水源連として関わり方を総会で決めていない限り、組織として関わることは出来ないので勝手連的にやらざるを得ず、選挙へのかかわり方には論議が必要だと考えています。ダム問題を国会の場で取り上げ、専門的な内容まで踏み込んで国土交通省の担当者を追及するには、ダム問題を専門的に扱える国会議員の存在が必要であることは、水源連の皆さんにも異存のないことと思います。このような視点を持ち

資料●流域委員会が設置された河川の河川整備基本方針、河川整備計画、住民参加の現状

流域委員会が 設置された河 川	河川整備基本方針 16条	河川整備計画			
		16条の2	16条の2 3項 学識経験者	16条の2 4項 関係住民の意 見反映に必要 な措置	16条2-4に基づく関係住民の 意見聴取に先立ち、イベント、 懇談会、意見交換会などの開催
釧路川	×	×	流域委員会△		
天塩川	○		流域委員会		
石狩川	○		流域委員会		
米代川	○		流域委員会		
富士川	○		技術検討会	○	
手取川	○		流域委員会		
荒川	○		水系流域委員会		
関川	○		流域委員会		
狩野川	○		流域委員会		
天竜川	×	×	流域委員会△		
庄内川	×	×	流域委員会△		○
櫛田川	○		流域委員会		
矢作川	×	×	流域委員会△		
安倍川	○		流域委員会		
淀川	×	×	流域委員会△		○
紀ノ川	×	×	流域委員会△		○
揖保川	×	×	流域委員会△		
九頭竜川	×	×	流域委員会△		
大和川	×	×	流域委員会△		
円山川	×	×	流域委員会△		
大淀川	○	○	水系流域委員会	○	
本明川	○		水系流域委員会		
筑後川	○		水系流域委員会		
五ヶ瀬川	○		水系流域委員会		
	×は未策定	×は策定には いない	△河川整備計画の作 成段階に入っておら ず、16条の2第3項に 先立って行っている	○以外は開催 なし	○以外は開催なし

(平成15年11月現在データ) 学習会当日、平成16年7月現在、34水系に流域委員会が設置されたという情報(情報源河川計画課)提供あり。

上記1と2は、下記国土省ウェブサイトと、水源開発問題全国連絡会が中村敦夫・元参議院議員を通じ、平成15年11月、平成16年7月9日、国土交通省河川局河川計画課から入手した資料「一級河川の河川整備基本方針および河川整備計画についての国土交通省への紹介事項について」などを参考にまとめたもの。(文責：政野)

<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seibi/index.html> <http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/index.html>

ながら、今後どのように対応するのがよいのかを水源連として検討する必要があります。

公共事業チェック議員の会の会長である中村敦夫議員が落選したため、水源連としても国会対策上、厳しい状況に追い込まれています。今後の国会とのつながりについては、同会の事務局長である佐藤謙一郎議員と近々相談をする予定です。水源連は以前から佐藤健一郎議員から多大な協力を頂いていますが、同議員が環境問題、農政問題など、さまざまな分野で多忙であるため、あまり甘えることができないのが現実です。藤田恵氏から水源連の皆さんに向けたメッセージが届いています。後ろに掲載します。

3) 今年度の水源連総会・全国集会について

内海ダム再開発計画に反対する運動を担われている小豆島の皆さんの協力により、10月30日～31日に香川県小豆島で開催します。11月1日には高松に渡り、内海ダム再開発問題に関して香川県庁への申し入れ、同問題と山鳥坂ダム問題・肱川水系河川整備計画問題に関して四国地方整備局への申し入れを予定しています。

全国集会では、①土地収用法適用が根拠もなく流布されている実態への対応、②内海ダム再開発計画の欺瞞性を明らかにする。③河川整備計画策定への対応方法…などを取り上げる予定です。

総会では、①各地のダム反対運動の情報交換と作戦の検討、②河川整備基本計画・河川整備計画策定への住民参画を獲得するための作戦の検討、などを予定しています。

総会・全国集会の詳細と参加募集方法は今後つめることになります。次号の水源連便りで詳しくお知らせします。

内海ダム再開発問題の現状については、別項を参照ください。

●藤田さんからのメッセージ

ご支援を頂いた水源連の皆様へ

藤田恵です。毎日のように暑い日が続いておりますが、相変わらずご多用にてお過ごしのことと拝察しております。今回の選挙では皆様方に全面的なご支援を頂きながら私の力不足で、当選を勝ち取ることが出来ず誠に申し訳なく心から深くお詫びを申し上げます。

それに致しましても、中村敦夫代表が全くテレビで放映されないという、異常とも言えるマスコミシャットアウトの中での90万3773票ですから、既成政党と同じように中村敦夫代表や「みどりの会議」が公平に報じられていたなら、客観的なところ3人は確実に当選していたと思います。このような状況を考えると、私の2万票と共に皆様方の献身的な活動の偉大さに、頭が下がるばかりです。

そして、環境と経済は一体であり、自然は有限で無限の経済成長などあり得ず、経済成長に依存しなくても、安定した生活が出来る仕組みを創るという「みどり」の政策以外に人類が生き残る道も無く、この政策を早晚取らざるを得ず、「みどり」の運動の重要性は不可逆的に進む環境破壊を見るまでもなく誰の目にも明らかです。

私も微力ながら、活動を続けたいと存じますので、これからも宜しく願い申し上げます。

参考●須藤自由児氏による5月28日の報告

5月28日、山鳥坂ダム建設に反対する流域住民・県民の要求に基づく国交省四国地方整備局の説明会

整備局・松尾大洲工事事務所副所長：この会は、整備計画に対する説明をききたいという皆さんの求めにもとづいて開かれた。事前の打ち合わせどおり、こちらから概括的な説明を行うということはせず、皆さん

から質問を出してもらい、一問一答式で私達が答えるというやりかたで進めたい。

1. 有友：整備計画では山鳥坂ダム建設と平行して堤防整備を進めることになっている。これで5000 $\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水対策が終わるのは35年先だという。だが、ダムは漁協が反対するなどすれば（熊本県の川辺川ダムの場合のように）幾らでも延びる可能性がある。なぜ、堤防整備をさきに行わないのか。
2. 四国地方整備局：堤防整備は最善の方法で可能な限りの速度で進める。用地買収などで時間がかかることもある。その結果が35年ということだ。
3. 藤井さんの反論：以前に堤防整備をする予定で用地買収に掛かろうとしていた時、野村ダム建設の話がでたとたん、その話が立ち消えになった。
4. 有友／遠藤：山鳥坂ダムの予算をすべて先に堤防整備に回すとすれば、堤防整備だけで35年などということは有るはずがない。堤防整備だけを行う場合ならどうなるのか、答えてほしい。
5. 整備局：〔前の回答を繰り返すのみ〕。
6. 有友：国の社会資本整備審議会河川分科会での審議の議事録では、既定計画の基本高水の妥当性の「検証」は、他の河川では二つの仕方で行ったとあるのに対して、肱川の場合は二つ目の既往洪水による検証は失敗し、三つ目の検証によって（はじめて）合格したとされている。また、その三つ目の検証では平成2年9月洪水の雨量を引き伸ばして基本高水ピーク流量値を算出するときに、（めったに起こらない）「湿潤」という条件のもとで行ったと議事録には書かれている。我々がこのことを指摘すると、整備局は、湿潤仮定はしていない、議事録が間違いだと主張する。だが、そうだとすれば議事録の訂正が必要だと2月には指摘しているのに、まだ訂正しないのはおかしいのではないか。
7. 整備局：湿潤ではやっていないというのは事実だ。この点を指摘した東雲女子大須藤氏は納得した筈だ。社会資本整備審議会は国がやっていることで、その議事録の訂正は、四国地方整備局がやることではない。（この発言で紛糾。）
8. 須藤：納得など全然していない。専門家が集まっている本省であなたの方の作った資料を誤読したなどということは考えられない。どうしてそのような説明を審議会の場で行ったのか、私は不思議に思う。地方整備局が、国の審議会の議事録は間違いです、と言って済ませられるわけがない。
・→有友氏の要求で、整備局は本省に議事録訂正を申し入れる、と回答。
9. 前田：昭和48年に策定された既定計画の基本高水ピーク流量は、肱川の洪水に基づいて算出されたのではなく、実は、渡川（四万十川）流域大正町の雨量をもとに算出されたものだった。国交省／整備局は、その値の「検証」をまず確率－流量という方法で行っている。確率－流量を算出するのに11の関数をもってきて、SLSC（適合性：既存のデータにうまく当てはまるか）という規準からみた順位で10番目、また推定誤差（安定性：データの数が増えても安定した予測値を与えるか）の規準からみて5番目の「平方根指数型最大値分布」という関数を採用し、この関数が示す1/100の確率（100年に1回）の雨量6400 $\text{m}^3/\text{秒}$ により、計画の値6300 $\text{m}^3/\text{秒}$ が正当化できると言っている。
しかし、この関数の適切さの順位を示す数を足し合わせると10+5=15で、総合では11位である。最もよい岩井法（順位を示す数は1+3=4）では5100 $\text{m}^3/\text{秒}$ と推定される。どうして、最も不適切な関数によって、基本高水を判定するのか、その理由を聞きたい。
10. 前田：また、別の「検証」では、平成2年9月型洪水の降雨から計算された値に基づいて既定計画の値を妥当としている。しかし、治水計画の根幹である「肱川水系河川整備計画（原案）」には「過去の主要洪水の一覧表」があるが、この平成2年9月洪水は載っていない。治水計画を立てるには大きな洪水を検討するのが当然だ。しかし、3000 $\text{m}^3/\text{秒}$ 台を含め2500 $\text{m}^3/\text{秒}$ 程度以上の洪水が10回、さらに1500 $\text{m}^3/\text{秒}$ 前後の洪水が10回もあるのに、これらを採用せず、「一覧表」にもないような、小さな1500 $\text{m}^3/\text{秒}$ 以下の洪水をもとに、基本高水を決めるのか。多くの洪水を検討した結果というが、大正町の数字に合わせるために、洪水をかたづけしから調べて、平成2年9月洪水を選びだしたということではないのか。これは科学的なやりかたとはいえない。

11. 整備局：確率流量による基本高水の推定では、どの関数がよいのかということについて定説がない。京都大学宝先生の提唱する方法に従えば、「平方根指数型最大値分布」関数もSLSCで排除しなくてよい。どの関数が正しいというのではなく、複数の関数による推定値の幅のなかに入るから、 $6300\text{ m}^3/\text{秒}$ は妥当と判断した。須藤氏には宝先生の論文を渡して、納得してもらったはずだ。
12. 水源連：遠藤氏が参加者のために確率分布関数、SLSC、リサンプリングによる推定誤差の推定などの概念を説明。また確率分布関数の適合度や安定性によって（統計集団毎に）適切な関数を選び出す手法に関してはすでに定説が存在すると説明。
13. 須藤：宝氏が述べていることは、全国99河川に関して、通説（ $SLSC < 0.03$ ）に従って確率分布関数を選ぼうとすると、（データ不足のために）3分の1の河川で、適用すべき関数が存在なくなってしまう。そこで、すべての河川について確率流量を算出する（＝国交省方針）というのであれば、関数型を選ぶのに通説より緩い基準を適用する必要があると言っているのである。データが不足しているのに一律に流量確率法を適用するということ自体が間違いである。しかも、宝氏はSLSCによって絞った関数の中から、推定誤差の幅を基準にして安定性の良い関数を選ぶと言っているのに、国交省はこの後半を無視し、よりよい関数を選ばない。前田さんが示したように、肱川では11の関数のなかで最も悪いものを選び、その関数が示す値を越えてないという理由で「 $6300\text{ m}^3/\text{秒}$ は妥当」と主張してるのだ。宝論文の趣旨をねじ曲げ、恣意的に利用している。
14. 整備局：解釈の違いであり、河川管理者として整備局はこのやりかたでよいと考えている。時間が限られているので前田さんのもう一つの質問に答えたい。2つ目の検証では、先ず100年に一度の2日雨量は確率分布関数によれば340ミリになる。戦後の洪水を大きい順に30個選び、それぞれの2日合計雨量が340ミリになるよう引き伸ばす。（この方法は『建設省河川砂防技術基準（案）及び同解説』で述べられている）。その内、時間的、地域的に偏っていて実際には到底起こりえないと考えられるものを棄却し、残った16で流出計算を行って得られるハイドログラフ（洪水の型）のうち、最大のピーク流量を示したものが平成2年9月の洪水であったので、これを採用した。
15. 須藤：平成15年3月「肱川水系河川整備方針検討資料」では、「起こりえない」特異な降雨と判定する基準を $1/500$ （500年に1回以下の確率）としているが、100年に1回の洪水を考えるのになぜそれが棄却基準になるのか。また、6時間、12時間（と地域的偏り）という基準で棄却された以外の他の降雨（を引き伸ばしたもの）は「特異なものでない」どうして言えるのか。実際、平成2年9月型（を引き伸ばしたもの）は極めて特異な降雨パターンで、梅雨と台風が一緒におこったようなタイプである。
16. 遠藤：この洪水は平成16年4月四国地方整備局の「肱川水系基本高水検討業務報告書」によれば、肱川の6時間降雨の $1/100$ の確率雨量は110mm程度であるが、平成2年9月降雨（を引き伸ばした場合）の6時間降雨は130mmになる。130mmは何百年に1回の確率なのではないか。
- 整備局：手元に資料がない。次回に答える。??? 不明。
17. 成見：国交省・整備局は100年に1回の基本高水は $6300\text{ m}^3/\text{秒}$ としているが、同じ確率流量にもとづく計算で水源連は $4500\text{ m}^3/\text{秒}$ としている。この違いの原因（の一つ）は、整備局は1943（昭和18）年、45年、54年の大きな洪水をデータとして使ったのに対して、水源連の場合には、これらのデータは信頼性がないとして採用しなかったことである。水源連は5つの関数の内のもっとも大きいグンベル分布関数の場合で $4500\text{ m}^3/\text{秒}$ と算出している。水源連の計算では整備局のあげる $6300\text{ m}^3/\text{秒}$ は1000年に1回の確率になる。すると、整備局の採用する3つの洪水のデータ、とくに43年、45年の $5400\text{ m}^3/\text{秒}$ とか $5000\text{ m}^3/\text{秒}$ という数字が大きすぎるのではないかと推測される。
18. 成見：私もかつては農林省でダムの建設に携わっていたこともあり、素人ではない。この二つの洪水ではひどい山崩れがあり相当量の土砂が川に流れ込んでいる。これらが川の（みかけの）水位を高くしたはずだ。そして洪水が終わるとともに、土砂もなくなっているから、河床は洪水前と変わらぬように見える。従って、洪水後の水位－流量関係（H－Q式）が分かったとしても、水位からは正確な流量を知ること

できない。また、55年ごろの水位－流量関係をそれ以前の洪水にあてはめるとすると、鹿野川ダム建設による河床の低下を考慮する必要もある。再検証が必要ではないか。

基本高水の大きさによってダム建設が左右されるが、ダム建設は県民にも大きな負担を強いるのであり、十分納得の行く検証を求めたい。

19. 整備局：成見氏の主張とは逆に、洪水の流量が大きいときには土砂は流れてしまい、洪水の勢いが収まるとともに土砂が取り残される。従って、水位－流量曲線によって正確に流量を算出することができる。また用いたH－Q式は1955（昭和30）年ごろのものであり、鹿野川ダム完成は59年で、影響はないと言える。

20. 遠藤：鹿野川ダム建設の影響はないとは言えても、H－Q関係は河道の形状によって決まるのであり、55年のH－Q式が昭和18年、20年の洪水に適用できるとは言えない。当時の河道がどうであったのか、国交省に資料の提出を要求して3ヵ月になるが依然として提出されない。

21. 整備局：「まだ出ていませんか」と首を捻る。

22. 成見：『建設省河川砂防技術基準（案）及び同解説』では、検討のために、計算されたピーク流量の大きさの順に並べたハイドログラフのうち、中位（カバー率は50％）以上のものに決めると規定しているが、最大のものに決めるとは定めてない。今回の肱川のように平成2年9月型降雨を採用し、基本高水を6300m³/秒と決めれば、カバー率は100％になる。事業費を考慮する（ダムをなるべく作らない）ことは当然だ。『基準』に書かれているように、通例の60～80％に抑えるべきではないか。

23. 成見：また、確率流量法では、水源連は、『基準』で上げられている5つの分布関数を用いた。だが、整備局は11もの関数を用いて、大きな確率流量の値を導きだしている。

これまで『建設省河川砂防技術基準（案）及び同解説』は治水計画、ダム建設を行うものが従うべきものとされてきた。どうして、それに従わないのか。

24. 整備局：『建設省河川砂防技術基準（案）及び同解説』は道路施工規準？？などの場合とは異なり、「案」でしかなく、法的な強制力のあるものではない。我々は河川管理者として最も適切なやり方を考えてやっている。

すでに予定の2時間は過ぎてしまったので、この辺で終わりにしたい。説明は1回と限る積もりはない。今後どうするか話し合いたい。

・有友：討論すべき議題は基本高水についてと、ダムの治水効果ということになっている。今日は基本高水の質問だけだったが、まだ、終わっていないし、資料がないなどの理由で答えられていない問題も残っている。次回は、基本高水についての質問の続きと、ダムの治水効果についての質問を行いたい。日取りとしては、要求している資料の提出をまってということもあり、6月末くらいでどうか。平日の夜よりも、週末にしたほうが、参加しやすい。

・整備局（松尾）：私は副所長として働くものの健康管理に配慮する義務がある。平日の勤務時間内であれば、いつでも、説明は行くと繰り返し言ってきた。次回は平日の勤務時間にしてもらいたい。

・会場から：2月には、意見交換会、「質問コーナー」等は夜間あるいは休日に行ったではないか。

・整備局（松尾）：2月は計画を認めていただくよう住民の方をお願いにするために、住民の便宜を優先させたのだ。

・会場から：計画が決定されたら、それに納得してない住民の便宜は考慮しないというのはおかしい。普通の人は、勤務時間内にでかけることは難しい。公務員は国民に奉仕する義務があるのではないか。次は6月に1回だけである。休日に出勤できないわけではない。

6月26日の土曜日から6月27日の日曜日を希望する。

・整備局：日取りについては後ほど相談したい。

（住民側質問予定者は、基本高水：有友、前田、成見、須藤／ダムの効果：古久保、前田 であったが、上記の通り、時間の都合で成見氏の発言まででこの日は終了とした。今回できなかった分は、次回回しとする。）

四国地方整備局 局長 南部隆秋 殿
愛媛県知事 加戸守行 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之

共同代表 遠藤 保男

肱川水系河川整備計画の策定への抗議声明

5月13日、国土交通省四国地方整備局は愛媛県とともに肱川水系河川整備計画を決定した。その内容は計画原案をそのまま踏襲したものであり、流域住民から出されていた計画そのものに対する根本的な疑問に全く答えることなく、強権的に計画が策定された。

この河川整備計画は専ら山鳥坂ダム建設の推進を目的としたものであるといっても過言ではない。山鳥坂ダムは2000年度に与党からの中止勧告があったダム計画だが、この勧告は必要性がないことについて衆目が一致する事業に対して出されたものであって、その時点で即座に中止が決定されるべきであった。ところが、山鳥坂ダム建設の巨額事業費に絡む利権集団が同ダム計画の復活を画策した。中予分水計画の中止に伴って、利水目的がなくなったため、山鳥坂ダムに治水目的だけでも何とか付与させようとしたのが今回の河川整備計画である。それゆえに、肱川水系河川整備計画は、内容も、その決定に至る手続きも、多くの欺瞞・矛盾に満ちている。

1. 肱川水系河川整備計画の矛盾

この河川整備計画は矛盾に満ちている。第一に、肱川の治水対策として何よりも急がなければならないことは、遅れている堤防整備をすみやかに実施することであるが、その堤防整備が山鳥坂ダム建設のために後回しにされ、氾濫するかもしれない危険な状態が長年の間、放置される。第二に、その堤防整備さえ、計画どおりに実施すれば、肱川は100年に1回の洪水でも氾濫することのない安全な川にすることができるにもかかわらず、来るはずのない過大な洪水流量の設定で、あたかも山鳥坂ダムが必要であるかのような幻想を作り上げ、巨額の税金がダム建設に注ぎ込まれるようにしている。第三に、山鳥坂ダムそのものの治水効果が実際はわずかなものであるのに、その効果を著しく過大評価して、堤防整備の重要性、緊急性を覆い隠そうとしている。

このように、今回の河川整備計画は百害あって一利なしのものであり、肱川をすみやかに安全な川にするためにどうすればよいかという原点に立ち帰って、計画を根本から作り直す必要がある。

2. 肱川水系河川整備計画策定手続きの非民主制

この河川整備計画の策定の経過をみると、流域住民とともに河川整備のあり方を考えていくという、1997年河川法改正の理念を踏みにじり、なりふりかまわぬ時代錯誤の手順が強行された。流域委員会のメンバーから流域住民を排除し、住民の意見を無視して委員会の運営が行われてきた。そのことへの世論の反発を恐れて、流域委員会はどうとう委員会としての意見をまとめずに、その責任も果たすことなく、終了してしまった。また、公聴会や意見交換会など、住民の意見を形式上、聴く場は設けられたものの、それらは意見をただ聴き置くだけのものであり、スケジュール的に進められたものにすぎなかった。現に、公聴会等で住民が述べた「山鳥坂ダム建設よりも堤防の整備を求める」などのダム計画に批判的な意見は何一つ、整備計画に反映されなかった。

3 肱川水系河川整備計画は破棄されるべき

以上のように、今回策定された肱川水系河川整備計画は、欺瞞に満ちた内容で肱川の治水対策を致命的に遅らせるだけでなく、手続きの面でも新河川法の精神を無視した非民主的なものであり、直ちに破棄されるべきである。

これから、四国地方整備局は中予分水を含む現在の山鳥坂ダム計画を廃止し、今回の河川整備計画に基づいてあらたに治水目的中心の山鳥坂ダム計画を策定しようとするであろうが、その計画策定に対して、流域内外の住民からさらに多くの批判が寄せられるであろう。全国的に見て、どこから見ても必要性がないダム計画は利権集団の画策で一時的に息を吹き返すことはあっても、いずれは消えていく運命にある。山鳥坂ダム計画もそのような運命を辿ることになるに違いない。

連絡先：東京都千代田区平河町1-7-1-W201

水源開発問題全国連絡会

電話：03-5211-5429

〔雑感〕新潟・福井豪雨について

事務局より

7月12～13日の新潟豪雨と7月17～18日の福井豪雨は川の氾濫や土砂崩れなどで甚大な被害をもたらしました。被害にあわれた方々が前の生活を取り戻せるように、行政が責任をもって十分な対応をすることを願ってやみません。

今回の豪雨は何しろ、時間降雨が最大で70mmや80mmにも達して、2日間の雨量が新潟では400mm、福井では300mm近くに及ぶところもあるという凄まじいもので、異常気象の産物としか言いようがないものでした。しかし、今回の水害は自然災害だといって済まされることではないようです。

(1) 新潟水害

インターネットの情報の範囲内でしか分かりませんが、新潟の五十嵐川の氾濫に関しては笠堀ダムの放流が、刈谷田川の氾濫に関しては刈谷田川ダムの放流が関与しているのではないかという指摘がされています。笠堀ダムも刈谷田川ダムも満水になり、所定の最大放流量を大きく上回る放流を行いました。それがダム下流部の氾濫を引き起こしたのではないかという問題です。これについて新潟県はホームページでダム放流量等のデータを公開して、むしろダムが洪水の軽減に寄与したことを強調しています。

新潟県の説明の是非については今後、生データによる検証が必要でしょうが、基本的なことだけを述べれば、笠堀ダムも刈谷田川ダムも相当雨量（洪水調節容量／流域面積）が130～140mmで、流出率を80%、下流放流分を2割としても、せいぜい二百数十mm程度までの雨に対応するものですから、今回のような異常降雨に対して有効に機能するものとは思われません。ダムより下流はダムが有効に機能することを前提として、堤防の高さ等が決められていますから、ダムが所定の効果を発揮しなければ、下流は危険な状態におかれることになります。

それから、新潟水害に関して、もう一つ指摘されているのは、堤防の決壊が越流の前に起きたのではないかという問題です。ダムが所定の効果を発揮しなくても、実際には河道の流下能力は計画値よりもっと大きいことが多いし、また、堤防には余裕高がとってあるので、通常は直ちに決壊するというものではありません。この点に関して刈谷田川では堤防の強度に



問題があって、パイピング現象（水漏れ）が起き、それによって堤防が決壊したのではないかという指摘がされています。

（２）福井水害

福井豪雨で被害が最も大きかった足羽川に関しては、既設の洪水調節ダムはなく、新潟のようなダム放流の問題はありません。川が氾濫したのは、福井市と美山町で、福井市では越流前に堤防が決壊し、美山町では大量の流木が橋脚にかかって水の通過を妨げて氾濫したようです。前者は堤防の強度の問題であり、後者は森林の管理が十分にされなくなったことが引き起こした問題です。

福井水害に関連して危惧されるのは、実現性が薄れてきた足羽川ダム計画が、今回の水害を口実にして蘇ってくるのではないかとことです。

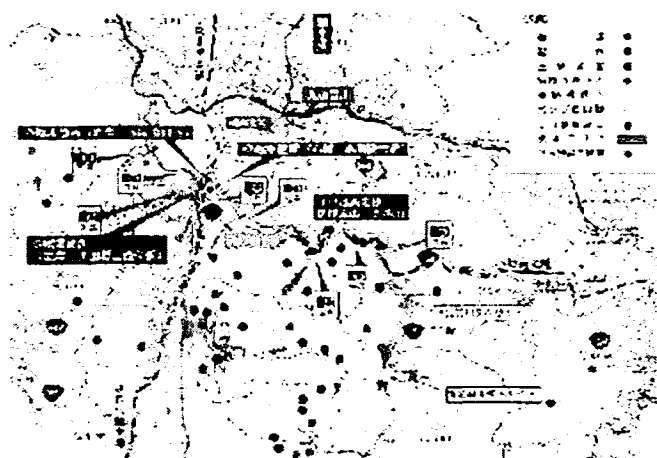
当初の足羽川ダム計画（貯水容量：7,180万 m^3 ）

は地元（美山町）の反対運動で消え去り、代わりに出てきたのが、ダム予定地を池田町に移した部子川ダム計画（現在の足羽川ダム計画）です。しかし、これは部子川以外に4支川の洪水をトンネルで導水して貯留するという無理やりつくったもので、今まで例がない方式です。事業費が当初計画の2～3割増になるので、実現性は薄いとされてきました。しかも、福井県工業用水道、福井市水道とも撤退して新規利水がなくなったため、当初の多目的ダムにすることもできなくなりました。最近の九頭竜川水系流域委員会には、4支川のうちの水海川のみを導水してダムの貯水容量も大幅に縮小する計画案（貯水容量：710万 m^3 ）を国が提案し、何とか足羽川ダム計画の生き残りを図ろうとしています。

今回の水害で足羽川ダム計画について前向きな意見が出て来るかもしれません。しかし、ダムによって異常降雨に対応するのは基本的に無理であって、よほどばかでかい全く不経済なダムでもつukらない限り、異常降雨に対応できるものではなく、しかも、足羽川に関してはダムの集水面積は足羽川全体の流域面積からすれば、ほんの一部ですから、下流部の洪水流量を軽減する役割はわずかなものです。

異常降雨に完全に対応することは困難だとしても、被害を軽減するための対策は講じていかなければなりません。新潟・福井水害の実情を垣間見ると、それは次の三つの対策ではないかと思います。

- ① 森林の管理、すなわち、人工林の間伐をきちんと行って、山の保水力を高めるとともに、流木を極力抑制できるようにする。
- ② ダムを前提としない河道計画をたて、その整備（河川改修）を推進する。
- ③ 堤防の強度を総点検して、問題箇所の強化工事をすみやかに進める。



肱川河川整備計画決定とその後の取組み

山鳥坂ダム建設へ向けた動きとしては、5月13日に肱川河川整備計画が決定されたことが、先ず挙げられなければならない。この計画は、分水と言う目的を失っても建設が中止されない山鳥坂ダムを位置付けしなおすことが、第一の目的です。そしてこの計画には付随的に、河道整備計画も加えられている。

山鳥坂ダムに反対する肱川流域の住民諸団体は、一昨年11月の公共事業をチェックする議員の会の好意により実現したヒヤリングで、山鳥坂ダムの是非の議論が流域委員会の舞台へ移ることを理解しました。そして、遠藤・田中両氏のアドバイスにより紀ノ川流域委員会の委員として活躍されていた岩畑氏を紹介され、何度も和歌山より足を運んでいただき流域委員会とは何か、そしてこれに対し何をやるのか議論を重ねた。そして、もう一方で進めていたのは嶋津・遠藤両氏による肱川の解析です。お二人には大変ご迷惑をお掛けしました。その結果、国土交通省は肱川の基本高水を6,300- /秒とされてきましたが、最大でせいぜい4,500- /秒程度と分析されました。更に、河川整備計画で40年に一度と言う5,000- /秒は、200年に一度の確立の流量とされたのです。

何が何でも目的を喪失した山鳥坂ダムを建設しようとする国土交通省と山鳥坂ダム建設推進派に対し、我々の流域委員会への住民参加の要請、水源連全国集会での肱川の解析の発表、岩畑さん告発と言う被害を受けながら行った第一回流域委員会への攻撃、そして更に2月28日の説明会での基本高水の不当性に対する攻撃、ここまでは『肱川方式』と国土交通省の呼ぶ流域委員会に対し先手先手と運動を進めることができたのではないかと確信しています。

しかしここから、我々ダム反対派の結束の弱さ・足並みの乱れが露呈してしまった。そこに付け込まれ3月22日の5回目の流域委員会で、流域委員会は終了してしまった。そして、4月13日の河川整備計画(原案)の発表、そして5月13日の河川整備計画の決定を迎えてしまった。

こうしたダム反対運動のあり方に対し、見かねた水源連の遠藤・佐藤の両氏と世話人の岩畑氏によるアドバイスを受ける事になる。そして4月18日、討論集会を開催し国土交通省に対し公開討論会を要求する事を決定。が、国土交通省は「説明責任は果たさなければならない」とは発言するものの、公開での討論集会は認められず、説明会との事で5月28日を迎える事になる。すでに、5月28日の説明会については、須藤氏の報告がありますので詳細についてはそちらへ譲らせていただきます。多くの参加者からの反応は、議論が難しく理解できないところもあったが、ダム計画の前提となる基本高水の決定プロセスに問題があったことが理解され、住民側の質問者が国土交通省の担当者と互角以上にわたり合うのに接し、改めてダムに反対することに自信がもてた事であった。今回は、7月29日に開催される。

山鳥坂ダム概算要求取りまとめの中止を求める要望書

四国地方整備局におかれましては、肱川の治水・環境対策に日夜努力されている事に対し、心から敬意を表するものであります。

本年五月十三日、肱川の河川整備計画が策定されましたが、我々そして流域住民は、住民不在のその決定手法、及び山鳥坂ダムありきの決定内容に強い異議を持つものであります。

現時点は、平成十七年度予算編成へ向け概算要求の作業が進められ、四国地方整備局におかれましては、国土交通省本省に対し近く概算要求が行われると聞いております。そこで我々は、目的を失った山鳥坂ダム建設を行わないため、山鳥坂ダム建設の概算要求の取り止めを強く求めるものであります。

肱川改修については、広く流域住民の望むところであり、強く予算措置を望むものであります。
以上

2004年7月26日

肱川と山鳥坂ダムを考える流域議員の会	代表委員	中野茂明
	代表委員	大野新策
長浜町をまじめに考える会	会長	中野茂明
肱川・水と緑の会	会長	池田亀菊
大洲市の住民投票を実現する会	代表	玉岡政廣
肱川の清流と自然を守る大洲の会	会長	大野新策
公正な大洲市政を求める会	代表	玉井吉一
河辺川の自然を守る会	会長	三瀬喜盛

紀ノ川河川整備に向けての委員会報告書に対しての意見書

新河川法に基づく流域委員会の先陣的役割を担って始まった「紀ノ川流域委員会」も終盤になり中川委員長の委員会報告書が出て改めて委員会の仕事を振り返りました。発足から3年、この間全国において流域委員会が立ち上がりました。なかでも、市民参加を謳った「淀川流域委員会」は淀川モデルと言われる流域住民と河川行政の一つのあるべき方向性を示したとして国民論議的な関心を引き付けました。「淀川流域委員会」は2府4県の河川の多義に亘る問題を抱えて協議する委員会の性格上近畿において大きな話題を提供しました。その点、「紀ノ川流域委員会」は和歌山県の紀ノ川河川整備計画という性格上広範な意味での話題広報は比較になりませんが、委員会の全容に対しては全国で行われている委員会を凌駕する項目ならびに深まった審議が行われたと自負できるものでした。

そのなかでも全国に先駆けて河川整備の基本を形付ける、またダム建設の必要性を主張する根拠になっている基本高水の問題を治水編で徹底協議したことは流域委員会としては特筆すべきことと言えます。そしてこの協議の延長線上で紀伊丹生川ダムが中止されたことは全国的に例を見ないものです。先程例に出した淀川流域委員会においては全く論議に上らなかった問題であり、このことが多額の費用の下に行われた委員会ではあったが結論的に整備局から出された原案との乖離を生む結果になっています。その他に委員会運営上の透明性、公平性は元より、運営費用の削減を目出したことも評価できるものです。公共事業を行う最初の心がけに費用の合理化が挙げられます。この点においても評価できるものであったと思われます。やたら費用倒れの論議に終始する行政委員会のあるべき方向性を示しているものです。上記项目的に協議の深まりは他の流域委員会の模範とされるに恥ずかしく無い全容になっているにも拘らず、今回の委員会報告書は極めて審議项目的羅列に止まっており委員会の理念が主張されていない懸念を想起させざるを得ない残念な結果になっています。そのなかでも特に特筆して頂きたい項目に基本高水の論議があります。

具体的には、第7回委員会での小川委員から提出された、治水専門家グループの意見書、「紀伊丹生川ダム建設における基本高水の問題点」についてはほぼ説明されつつあった事実の記載が欠落していることの問題です。河川工事実施基本計画と整備計画原案との整合性も問題ではあるが、それ以上にダム計画の骨幹に関わる重要な問題だけに解説付きの記載が必要ではないかと思います。単純に基本高水を目標流量に置き換えての議論は一見妥当と思われがちですが、ダム計画という大規模公共事業の非必要性を暴く機会を根絶やした結果は禍根を残す委員会になったとの謗りを免れません。さらに、これの理解を深める為の勉強会は形式に止まり返って問題を拡散しての空論になってしまったことは残念です。

また、今回の流域委員会で新河川法と委員会での河川整備が明確に乖離している現状を目の当たりにして、流域委員会とあるべき河川整備との隔たりに限界を感じました。それは「遊水地」の問題です。現行法において全く利用できない現実を棚に上げて「遊水地」論議を標榜する捻れ現象が基本的な旧体制を維持しています。

さらに、新河川法の理念「溢れる治水策」が現実には「封じ込め治水策」でしかないことの公共事業優先策のお墨付き委員会の域を出ない結果になっている現実です。予算捻出の拠りどころがないにも拘らず計画が先行する図式は旧態依然そのものと言わざるを得ません。このように具体的な問題を残しつつも、流域委員会の主目的30年間での実現可能な河川整備の具体的な方向性が見いだせたと言えるものです。また、他の流域委員会に誇れる内容が多くあったと言えるものだと自負できます。これは偏に中川委員長の裁量に因るもので、また各委員の積極的な取り組みが実現させたものだと考えます。以上をもって報告書に対する意見書とさせていただきます。

2004年5月30日
岩畑正行

4 度目の連携排砂強行とこの間の経過について

黒部川ウオッチング・富山ネットワーク代表 金谷敏行

(排砂訴訟支援ネットワーク事務局長)

■「評価委員会」の存在理由がますます問われる事態に

今年の排砂は3月24日の「黒部川ダム評価委員会」(以下、「評価委員会」)で排砂量が17万 m^3 としましたが、5月19日に行われた「黒部川土砂管理協議会」では、排砂量を増加することを決定しました。従来の排砂は、1年間に溜まった土砂量だけを流すというので「環境への影響は限りなく少ない」という説明でしたが、今年の堆積土砂には昭和11年より堆積した小屋平ダムからの土砂少なくとも3万 m^3 以上あるとは思われますが、その正確な排砂量さえ関電は明らかにしていませんが、下流の出し平・宇奈月ダムに堆積され、しかもその量は最終的には33万 m^3 になりました。

排砂量が変わった理由を事務局である国土交通省と関西電力は前年度の土砂の堆積量を測定する時期が12月までだったのでそれ以降堆積されたものを加算したためだとしています。そうした測定が続られてきたなら、過去の排砂量のデータも今までの発表に比べ大幅に増えてきますが、修正されたデータは明らかにされていません。

7月3日付けの朝日新聞記事にあるように、関電は黒部川内水面漁協に昨年の排砂に伴うアユ被害に対して業補償金を2600万円に増額して支払う覚書を締結しました。過去、評価委員会では「排砂が原因で魚類には影響があるという判断はできない」との評価を行ってきました。事務局団体である関電自らが評価委員会の決定を無視し、被害を認めたということは評価委員会の「評価」の信憑性を事務局自ら覆したことになります。また、補償金は98年から払われておりこの間の漁業被害の認定を「評価委員会」ではどう「評価」するのでしょうか。黒部川内水面漁協と関電の確認書には、「漁業被害の定量的な把握」や「魚の生息調査について双方が協議する」旨の内容が盛り込まれていますが、なぜ今になってこうした確認が行われるのか、今までの評価委員会の役割はなんだったのか、理解に苦しむところです。

黒部川ダム排砂訴訟では、排砂と漁業被害の因果関係が大きな争点になっています。川での漁業被害を認めているのに海では被害がないと強弁する関電の対応は訴訟の場でも通用しなくなってきました。2年前の県の公害紛争調停では調停委員長が私案で新たな調査の必要性を提案しました。国土交通省と関電は環境調査を実施し「評価委員会」で評価していることを理由に斡旋案を拒否しましたが、今回富山地裁では国の公害等調整委員会に囑託する手続きを行うことを決めました。司法の場で客観的に専門的な知識を持った方々を集め、多額のお金をかけて原因究明をする道が開けたのです。

この間の状況を考えれば形骸化されてきた「評価委員会」が更にそのあり方そのものを問われるようになってきました。国土交通省や関電の報告を追認し自分たちの存在理由が否定されてきたにもかかわらず、事務局に抗議もできないのが「評価委員会」の実態です。今回の排砂では参加する人のために車の用意をされると言われても現場を見る先生達は限られ、そればかりか「多忙」を理由に欠席を続けている委員もいます。排砂訴訟支援ネットワークでは、近いうちに「評価委員会」に公開質問状を提出したいと考えています。

■1991年以来のヘドロの流失—黒部川連携排砂

今年の排砂は7月17日に出し平ダムの水位低下に始まって、7月20日宇奈月ダムの通砂措置の終了まで4日間行われました。例年に比べて排砂期間が長かったのは出し平ダムができてから以来最大といわれる黒部川の出水が原因でした。

【排砂情報についての詳細は国交省北陸地方整備局黒部河川事務所の排砂情報のホームページ参照】

今回の排砂では、金沢大学・田崎研究室のメンバー17日午後から丸一日かけて宇奈月ダム尾の沼公園下と湖面橋、黒部川の山彦橋、下黒部橋の水質や土砂の測定を行いました。また、福井県立大学の青海教授は黒部川河口から海での調査を行いました。現地は17日夜から18日未明にかけて激しい雨風で、7月18日2時30分には出し平ダムへの流入量が毎秒1600m³、宇奈月ダムでは1455m³となりました。そのため17日11時30分から宇奈月ダムの排砂ゲートを開けてもなかなか水位が下がらず、翌18日5時には水位低下の操作を行いました。朝、尾の沼公園でダムに流れ込む部分を見ていると流入する流れとダム湖で停滞した流れがぶつかり、いくつも渦が巻いていました。その後、出し平ダムから流木が流れ始め、濁流の下で流木が一面に広がっていました。

宇奈月ダムで9時から排砂ゲートの開操作行くと今までと明らかに違ったものが排砂ゲートから流れていきます。現場にいた作業者が「コーヒーとカフォレの色くらい違いがある」と言っていましたがいまい得て妙な例えだと思いました。排砂ゲートからは今まで見なかった黒茶色の土砂が異臭を放ちながらすさまじい勢いで黒部川を埋めていきました。私自身ここまで汚い光景を見るのは初めてのこと。今回は流入量が多すぎたため表層の部分だけでしか排砂されずに、最も汚れたものは1日たつてようやく流されたのでしょう。現場に泊り込みで滞在しても、排砂の状況は時間を追って変化があります。18日だけでは今年の排砂は例年と変わらないといった感じでしたが、とんでもない話でした。

下流では、刺し網部会の竹谷さんが下黒部橋で採取したと言って泥をもってきました。それは異臭を放ち、尾の沼公園下で採取したヘドロそのものでした。昼から黒部川を下流に向かうと川一面に赤茶色の濁流が覆っていました。河口では遠くに紺碧の海が見えますが、いくつもの茶色の層になった海の濁りが入善方向に向けて広がっていました。黒部川と富山湾に大被害を与えた1991年の排砂の現場を私は見ていないのですが、それ以来現場を訪れて今回はその色や臭いを見ても一番ひどい気がします。小屋平ダムからの土砂も混じっているためでしょう。今後の川と海の汚染、漁業被害は更に深刻なものになる予感がします。そして、翌日から宇奈月ダムから流れ込んだ大量の流木は入善漁港の4分の一を埋め、漁船が出港できない状況となり、「目に見える」被害を生んでいます。

なお、田崎研究室では今回の測定結果を分析して発表会を行う予定です。その節は皆さんにご連絡します。台風並みの風雨の中、徹夜で調査を実施した田崎先生や研究室の皆さん本当にご苦労様でした。今年はメンバーも新しい方が多く大変だったと思います。昨年までの報告については「富山県出し平ダムの排砂ゲートから排出された黒色濁水の特徴」(汽水域研究2003)、「日本海における重油流失事故とダム堆積問題—日本海の環境保全と展望—」(島根大学地球資源環境学研究報告2003年12月)にまとめられています。

■宇奈月ダムに洪水調節効果があった…？

黒部工事事務所はホームページで「7月18日の黒部川の出水で宇奈月ダムが効果を発揮し、660万m³もの洪水調節を行い下流音沢地点の水位を1.4m下げた」と発表しています。その前提となるダムへの流入量は毎秒1455m³ですが、そもそも計画高基本高水流量はダム下流の愛本地点の20%にしか当たりません。こうした流量にもかかわらず洪水対策となったとPRすることは、ダムなしでも充分対応できるのにダムの効果を過大に宣伝するもので大きな問題があります。新潟の洪水による堤防の決壊は、上流のダムのゲートを開けた後に起こりダムの洪水調節容量を超える流量があったためゲートを空けざるを得なくなったことが明らかになっています。(7月16日毎日新聞ホームページ「今日の話より」)

宇奈月ダムでは水源開発問題全国連絡会共同代表嶋津氏の解析にあるように、ダムの洪水流量に比べて洪水調節容量が極めて少なく、わずかな治水効果しかありません。(「治水面から見た宇奈月ダムの検討」2001年11月24日発表)ダムに一定の洪水調節効果は認めるにしてもそれは洪水調節容量の範囲でのこと。昨今の特定の地域に集中して雨が降る事態でダムを中心にした治水計画は逆に総合的な治水対策を遅らせる原因となり、ダムのゲートの運用によって被害を拡大する場合すらあります。宇奈月ダムができた現時点で、一番必要な運用は排砂ゲートを常時開放すること。それならば洪水時にも洪水吐き・排砂ゲートとも開放している

ので洪水前からダムに水を貯めることなく一定の流量を流し続け、洪水調節容量を増やすことができます。もちろん、流木を湖の中に貯めることもなく、また洪水時に一度に流すこともなく漁業者との摩擦を起こすこともありません。

そもそも連携排砂は「出・洪水の後期段階から水位低下操作運用とする」（「平成16年度連携排砂計画」より）ため、「自然の洪水にかぎりなく近い状態で実施する」と「評価委員会」などでは説明されてきました。今回の排砂ではゲートを空けてからのほうが、流量が増え、そうした位置づけも修正を余儀なくされています。自然界では人間の都合の良いように、雨は降ってくれません。万一の事態を考えるなら、排砂ゲートを常時開放することの必要性を今まで以上に感じています。

関電、2600万円漁業補償



91年から排砂を実施している関西電力出し平ダム＝黒部川で、本社へ「わんざ」から

出し平ダム排砂

放流アユ全滅受け

昨年分 公表「魚類影響なし」

関西電力が黒部川の出し平ダムで実施している排砂事業で、関電が黒部川の漁業権を保有する「黒部川内水面漁協」に対し、昨年6月の排砂に伴う漁業補償として、2600万円を支払う内容の覚書を交わしていたことが、分かった。これまでに関電は「昨年の排砂では魚類に影響はなかった」と公表していた。

漁協によると、98年から5年間、被害を特定せずに、関電から毎年1250万円の漁業補償を受けてきたという。

しかし、昨年は、排砂前に放流したアユの産卵は、アユ7630尾が全滅するなどの被害が大きかったため、被害を特定して交渉するようになった。交渉は今年1月から始まり、6月11日、関電が漁協に「これまでの約2年分の2000万円を支払う」として覚書を交わした。

また、関電と漁協は覚書に付随する確認書で、関電は今後の排砂による漁業被害も定量的に把握し補償する▽魚の生息調査に双方が協議する▽出し平ダムからの実質排砂量の把握に努め結果を公表することなどに合意した。

これに対し、関電は排砂の実施計画や環境への影響などを話し合う今年3月の「黒部川ダム排砂評価委員会」などで、昨

2004年7月16日

黒部川ダム排砂 関西電力の出し平ダムは、土砂でダム湖が埋まるのを防ぐため、湖内の土砂を開閉式ゲートで下流に流す排砂を実施している。

91年、初回排砂を行い、変質土砂が環境問題となった。01年以降は国土交通省と奈良ダムと連携して排砂している。昨

年の排砂による黒部川の魚類への影響について公表。昨年は3月から今年1月に、アユなど魚類の個体数や種類数を調べたが「排砂による環境への影響は特に見られなかった」と報告していた。内水面漁協の榎本春雄組合長は「関電が補償金を増額したのは、今回の漁業被害を認めたからだ。被害があるのに、問題がないと公表する」とい

に憤りを感じ」と話している。また、関電北陸支社総務・広報グループは、朝日新聞の取材に対し「漁協が被害を主張していることは了解しているが、事実は確認できない。被害が確認できないのになぜ補償金を払っているのか、この質問に対しては回答できない」として

いる。

国公害調整委で裁定

黒部川ダム 地裁 嘱託の方針

2004 7/1 新報

の因果関係の裁定を、国の公害等調整委員会に嘱託する手続きを進めることを決めた。

これまで原告側は、裁判で排砂と被害の因果関係を立証するには、専門的知識と多大な費用が必要として、公調委に原因裁定を嘱託するよう地裁に求めてきた。関電側は漁業被害は特定されておらず、嘱託する段階にはないと反論してきた。

公調委は、公害紛争の調停や原因裁定などを行う総務省の機関。訴訟保争中の事件で、裁判所が公調委に原因裁定を嘱託したことは全国的に例がないという。

黒部川のダム排砂で漁業被害が出たとして、漁業者らが関電を相手取り排砂の差し止めなどを求めている訴訟の口頭弁論が30日、富山地裁（永野正彦裁判長）であり、永野裁判長は、排砂と被害

出し平ダムの排砂ゲートから流れ出す土砂＝宇奈月町で



黒部川ダムで排砂開始

きょうまで 33万立方メートル 漁業者ら反発強める

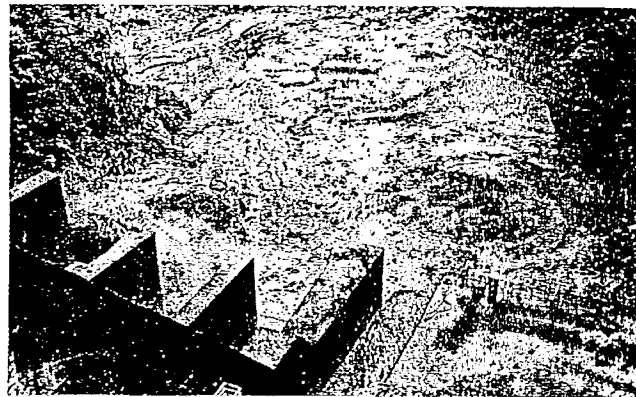
黒部川の出し平ダムと下流の宇奈月ダムで16日夜、ダム底にたまった土砂を流す「連携排砂」が始まった。18日まで約33万立方メートル（出し平基準）を流す予定だ。

連携排砂は、土砂の堆積によるダム機能の低下を防ぐため、ダムを管理する関西電力と国土交通省が実施。01年から今年で4回目。ダムの流入水量が基準に達したた

め、排砂ゲートを開けて水位を下けた後、水の勢いで土砂を流した。河口付近では、入替・朝日刺し網部会の代表の佐藤泰雄さんが濁流を見守り、「今年も漁獲量が明らかに減るだろう」と憤る。金沢大や福井県立大がセンサーなどを使い、濁度や浮遊物量を調査していた。

連携排砂始まる

黒部川



関西電力北陸支社と国土交通省黒部川事務所の宇奈月ダムにたまった土砂を排出する連携排砂を実施した。出し平ダムの目標排砂量は三十三万立方メートル。宇奈月ダムでは十八万平方メートルとなっている。連携排砂完了は十九日か二十日を見込んで

雨による増水を利用し黒部川の出し平ダムと下流の宇奈月ダムにたまった土砂を排出する連携排砂を実施した。出し平ダムの目標排砂量は三十三万立方メートル。宇奈月ダムでは十八万平方メートルとなっている。連携排砂完了は十九日か二十日を見込んで

出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂は今年で四回目となる。国交省などでは、黒部川の水質や海洋環境を観測し、排砂の影響を調べているが、漁業者の間には反対の動きが続いている。

両側の排砂ゲートから濁流とともに流れ出す土砂＝黒部川出し平ダム、17日午前8時半

黒部川河口では入替・朝日刺し網部会代表の佐藤泰雄さんら約十人余りが早朝から水質調査を実施した。

入善漁港に大量の流木

黒部川ダム排砂で流入か

撤去作業 一部漁船出漁できず
開始



4分の1が流木で埋まった入善漁港。重機が漁港ざりぎりまで近づき、撤去作業に追われた入善町戸崎

漁港の四分の一以上が流木に。黒部川河口右岸の入善漁港(入善町戸崎)に大量の流木が入り込み、入善漁協(井田重雄組合長)は十九日から撤去作業を始めた。一部の漁船が出漁できない状況で、完全撤去には四、五日かかる見通し。

も、黒部川右岸の河口付近で流木撤去を開始した。

入善漁協によると、十八日昼すぎから漁港内に流木が入り始め、十九日朝までに最奥部から全体の四分の一以上が流木で埋め尽くされた。スクリーナーなどを働める恐れがあり、約十五隻が出漁できない状況となった。

同漁協は独自に撤去作業に依頼。国交省に対して、現状把握や、これ以上の流入を防ぐために近くの河川敷などにたまった流木の撤去などを申し入れた。漁協側の撤去作業は数千万円かかる見込みだが、建設会社の敷地に流木を一時的に運んでおくだけで、その先の処理にはかなりの費用がかかる。定置網などへの被害はまだ分かっていない。

八十代の組合員は「これだけたくさん流木が入ったのは見たことがない。困った」と話し、五十代の漁業者の男性は

ダムに大量の流木

宇奈月 数年分規模、大雨が原因

黒部川の宇奈月ダムで、過去に例のない大量の流木がたまり、国交省黒部川事務所が20日から、撤去作業を始めた。17日ごろから降った大雨が原因で、河口の入善漁港でも、漁港の四分の一を埋める流木が入り込み、撤去作業が続いている。宇奈月ダムでは、連日排砂が実施されていたため、漁港の流木は排砂が一因と指摘する声も、漁業者から上がっている。

宇奈月ダムにたまった流木は、約2000立方メートル。同事務所が例年処理する2、3年分の量に相当し、「相当な大雨だったことを物語る」と、(長谷川修副所長)。

同事務所はこの日、バックホーを積んだ小型船を使って、流木を陸上に引き揚げる作業を開始。作業は一日では終わらず、完全撤去には4、5日かかる見通しだ。

入善漁港では流木の流入で漁業者が出漁できない事態に陥り、19日から撤去作業を始めた。10トラック80台の流木を取り除き、20日後に撤去を終えた。入善漁協では「こんなに大量の流木は、98年の大雨以来」としている。

これに対し、同事務所の久保昌之ダム課長は「連日排砂を開始する前に流木の撤去を一度しておき、連日排砂の必要はない」と、因果関係を否定している。



大量の流木がたまり、処理船による撤去作業が始まった宇奈月ダム川宇奈月町で



富山総局
〒930-0003
富山市新坂町 6-18
011-441-1071
011-441-1874
県内取材網
高岡 0766-22-0397
777-22-0399
魚津 0765-22-0141
777-22-0157

ハッ場ダムをストップさせるための活動

首都圏のダム問題を考える市民と議員の会
ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

1 ハッ場ダムをストップさせる6都県一斉住民監査請求

ダム事業費が全国一となった有害無益なハッ場ダム事業を中止させるべく、様々な活動が続けられています。今回、その活動の一環として、利根川流域6都県（東京、千葉、埼玉、群馬、茨城、栃木）の住民が、各都県に対し、ハッ場ダムの事業費負担は不当・違法であるとする住民監査請求を一斉に行うことになりました。

監査請求を行うのは9月10日（金）です。それまでに、請求人をできるだけ数多く集めて、これを機会にハッ場ダム反対運動の輪を一気に拡げていきたいと考えております。

現在、郵送や手渡しで署名用紙等を配布しています。また、書類一式をダウンロードできるようにもしております。監査請求のホームページのアドレスは <http://www.axera.co.jp/yamba/kansaseikyu.html> です。6都県に住所をお持ちの方は是非、請求人に加わってくださるよう、お願いします。各都県の署名用紙（住民監査請求書）、都県別のよびかけチラシ（表面と裏面）、名簿（連絡用名簿）をダウンロードして、署名用紙と名簿にお名前等を記入した上でこの二つを各都県の「ハッ場ダムをストップさせる会」にお送りください。（8月末まで）

住民監査請求が棄却または却下された場合は、次の手段として住民訴訟を進めることを考えております。住民訴訟になれば、いろいろと費用がかかります。是非とも、多くの方にサポーターになっていただき、活動を支えるカンパ（一口1,000円、何口でも）を各都県のストップさせる会にお送りいただければ幸いです。（各都県「ハッ場ダムをストップさせる会」の郵便振替の口座番号は都県別のよびかけチラシをご覧ください。）

2 9月12日のハッ場ダム問題大集会（ストップ ザ ヤンバダム 住民監査請求報告大集会）

一斉監査請求を行う9月10日の翌々日、9月12日（日）に東京の新宿でハッ場ダム問題の大集会を開きます。集会の内容は同封のチラシをご覧ください。

なお、このチラシは <http://www.axera.co.jp/yamba/kansaseikyu.html> からダウンロードすることができます（表面がイベント、裏面は6都県共通の監査請求人募集の呼びかけ文）。

集会の概要は次のとおりです。ハッ場ダム反対運動を盛り上げるため、一大集会にしたいと思いますので、6都県の方、そして、6都県以外の方も是非、この集会にご参加ください。

参加される方は（資料を準備する都合上）できれば、各都県の「ハッ場ダムをストップさせる会」（連絡先はイベントチラシの裏面に記載）に、事前に申し込んでいただきたいと思います。ただし、申込みなしの当日参加も可能です。

日時 2004年9月12日(日) 午後1時30分～4時30分

会場 新宿住友ホール（新宿住友ビル 地下1階） 新宿区西新宿2-6-1 TEL：03-3344-6961
新宿駅西口より徒歩8分。東京メトロ丸の内線新宿駅より徒歩3分。
都営大江戸線都庁駅前の直上、東京都議会議事堂の前。

講演	田中康夫(長野県知事)「脱ダム社会への道」
報告	板井 優 (川辺川利水訴訟弁護団団長)「川辺川ダム利水裁判の勝利」 嶋津暉之 (水源開発問題全国連絡会) 「ハツ場ダムは何か問題か」 ハツ場ダムの住民監査請求の報告 (各都県の市民から)
資料代	1 0 0 0 円
主催	ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会

3 いくつかの活動

(1) 国土交通省との意見交換会 (討論会)

2月12日と5月17日にハツ場ダム問題に関する国土交通省との意見交換会(討論会)が衆議院議員会館内で開かれました。この意見交換会は佐藤謙一郎衆議院議員の取り計らいによるもので、主催は市民政策調査会です。2回の意見交換会では利水・治水の両面でハツ場ダムの必要性がなくなっていることを中心に国土交通省を追及しました。第1回のあとは資料提供を国土交通省に求め、第2回はその資料に基づいて国土交通省を追及しました。第1回、第2回の意見交換会の内容は別記のとおりです。

理屈の面では国土交通省をそれなりに追い詰めることができたと思います。引き続いて第3回の意見交換会を開くように準備を進めています。

(2) 市議会でのハツ場ダム反対の意見書

東京都の小金井市議会では、3月議会で、「ハツ場ダム計画の廃止を求める意見書」を採択し、総理大臣と国土交通大臣に提出しました。そして、6月には小平市議会が「ハツ場ダム建設見直しを求める意見書」を採択し、総理大臣と国土交通大臣に提出しました。都内の他の市議会でもそのような動きをつくられつつあるところがあります。

事業費増額案発表前には千葉県の佐倉市、習志野市、船橋市議会が2003年3月から9月にかけて「ハツ場ダム計画の見直しを求める意見書」を知事に提出しています。

ハツ場ダム関係都県の各市町議会で、このように「ハツ場ダムの中止または見直しを求める意見書」を採択し、ハツ場ダム計画に対する包囲網をつくり上げていきたいと考えています。

(3) 水没予定地の人たちとのつながり

水没予定地の人たちは、国土交通省が補償や代替地造成等に関して当初の約束を守らないため、将来の生活への不安がつのってきています。水没予定地の人たちとのつながりがもてるように働きかけを進めています。

ハツ場ダム問題に関する国土交通省との第1回意見交換会 (2004年2月12日)

国土交通省の答弁〔文責は住民側〕

(国土交通省の主な答弁者：関東地方整備局河川部 勢田広域水管理官、佐伯建設専門官)

1 利水について

①「利根川流域の水道用水、工業用水は約10年間増加がストップしていて、一人当たり給水量が減少傾向にあること、将来の人口が国立社会保障・人口問題研究所の推計のように推移していくこと」は認める。

- ②ただし、将来の水需要に関しては我々は見解がない。なぜなら、水需要の見通しは利水者の判断である。
現在は利根川荒川フルプランの策定作業中であって、各都県で作業を進めている。
- ③ハッ場ダム事業費の改定と水需要の予測を並行して進めてきているが、最終的には整合性がある。
- ④ハッ場ダムは需要量のことだけでなく、不安定取水を解消することと、利水安全度をあげるために必要である。

2 ハッ場ダムの完成時期について（来年度の196億円のままならば、残事業費が2900億円であるから、完成が2018年度になることについて）

- ①来年度の事業費は196億円であるが、ダムの事業費は固定的なものではなく、工夫が必要である。
- ②今まで他のダム事業で6～7年間に3000億円近い事業費を投入した例はない。

3 治水について

- ①「過去50年間、利根川の八斗島地点で10000m³/秒を越える洪水がなかったこと、22000m³/秒の基本高水流量のうち、これからつくる新規のダム群で4400m³/秒の洪水調節が必要なこと、カスリーン台風洪水に関する国土交通省の計算で八斗島地点に対するハッ場ダムの治水効果がわずかであること」は認める。
- ②しかし、洪水の降雨の分布はいろいろあるから、カスリーン台風だけではない。31洪水の平均としては、ハッ場ダムは600m³/秒の治水効果がある。
- ③4400m³/秒カットの新規ダム群は工事実施基本計画では考えられているが、施設計画としてはむずかしくなっている。河川整備基本方針、河川整備計画で検討していく。
- ④4400m³/秒カットの新規ダム群のことは状況と必要性の問題であって、必要性はあるが、状況がむずかしくなっている。
- ⑤（カスリーン台風の洪水流量が異常であるから、これを除いて200年に1回の洪水流量を求めるべきだという意見に対して） そのような計算はしていない。
- ⑥「現状でカスリーン台風が再来し、利根川が破堤すれば、210万人、33兆円の被害」という資料の計算条件について今は答えられない。

4 地質の問題について

- ①大滝ダムの地滑りは予見できなかった。調査不足ではなかった。

ハッ場ダム問題に関する国土交通省との第2回意見交換会のまとめ（2004年5月17日）

（国土交通省の主な答弁者：関東地方整備局河川部 勢田広域水管理官）

●事業費の縮減について

佐藤謙一郎衆議院議員：都県の要請を受けて、国土交通省は事業費縮減に努めることを回答したと報道されているが、具体的にはどうなのか。

国土交通省：できるだけコスト縮減に努めるということであって、目標を示したものではない。本来ならば五千数百億円かかるところを4600億円まで縮減してきた。引き続き、この姿勢を堅持していきたい。

●完成年度の2010年度について

市民側：都県側は完成年度が遅れば、水需要のピークが過ぎてハッ場ダムが不要になってしまうかもしれないと言っている。ハッ場ダムを2010年度に完成させるためには、毎年450億円、5年間で2250億円、6年間

で2700億円の予算が必要である。しかし、実際にこれだけの金額の予算が配分されたダムは、今まで無く、さらに、全国のダム事業費が年々減少してきている状況において、そのように巨額の予算をハッ場ダムに振り向けるのは至難のことである。

国土交通省：ハッ場ダムは利水の安定供給のために必要なものであるから、予算額も必要なものを要求していく。2010年度完成は目標である。2010年度完成のため、理想的な工程を組んでいる。予算、技術、地元の意向を含めて2010年度完成に向けて努力していく。

市民側：完成が延びれば、事業費の更なる増額があるのではないか。

国土交通省：工期が延びることは言えないが、仮に延びることがあっても、工費縮減で増額がないようにする。

●利水について

国土交通省：現在は利水安全度が低く、また、長期的な少雨傾向にあって、渇水が頻発し、不安定な状態にあるから、その対策としてダムが必要である。

市民側：国土交通省は不安定な状態を示すものとして利根川に暫定水利権が非常に多いことをあげるが、その暫定水利権の中身をみると、本来は暫定水利権とすべきではないものがほとんどを占めている。たとえば、埼玉県水道が持っている農業用水転用水利権は非かんがい期は権利がないということで暫定扱いになっている。しかし、実際は非かんがい期は農業用水の取水があまりないから、安定した取水が可能である。不合理な水利権許可制度をあらためれば、暫定水利権のほとんどが安定水利権となる。現在はむしろ各都県とも保有水源に余裕のある状態である。

国土交通省：河川から新たに取水する場合は応分の負担をすべきである（ダムに参加すべきである）。農業用水転用水利権はもとも夏期のみ水利権であるから、冬期も無償でとれるということにはならない。

市民側：埼玉の農業転用水利権は今まで冬期も取水が可能であった。

国土交通省：現実には取水が可能であったとしても、それは他のダムからの補給があったからである。

市民側：渇水というが、最近では断水までいっていないから、実害がない。

国土交通省：蛇口の状況では実感がなくても、渇水年には地下水の汲み上げで地盤沈下の問題が生じている。

市民側：関東平野の地盤沈下はすでに沈静化している。

佐藤議員：地下水と地盤沈下の問題は次回、データを互いに持ち寄って議論すべきである。

●治水について

国土交通省：利根川の基本高水流量22,000m³/秒（八斗島）はカスリーン台風の再来計算と総合確率法の二つの方法で求めた。カスリーン台風の実績は17,000m³/秒だが、上流部での氾濫がなければ、22,000m³/秒になる。4400m³/秒を調節するための新規ダム群はこれから検討していく。ハッ場ダムの治水効果600m³/秒（八斗島地点）はいろいろな洪水パターンを想定した場合の平均である。

市民側：最近50年間、10,000m³/秒を超える洪水がでていない。カスリーン台風の17,000m³/秒は戦時中の森林乱伐の影響によるもので、異常値である。したがって、22,000m³/秒は架空の洪水流量である。この22,000m³/秒を達成しようとするれば、4400m³/秒の調節を行うため、これから数多くのダムを建設しなければならず、そのことから見ても、22,000m³/秒は非現実的な数字である。6,000m³/秒の洪水調節必要量のうち、既設6ダムとハッ場ダムで1,600m³/秒ということであるから、新たに必要ダムは20基近くになる。

市民側：昨年、戸倉ダムを中止したように、利根川水系でこれから新しくダムをつくる話は現実性がない。

国土交通省：中止したのは水源開発を伴ったダムである。治水だけのダムはこれから検討していく。また、既設ダムの再編成も行っている。

市民側：ハッ場ダムの治水効果600m³/秒は31洪水についての計算によるものだが、その中身をみると、こ

の計算は二つの点で意味が無い。①ダムなしの計算結果が基本高水流量22,000m³/秒を上回っている洪水が8洪水もあり、その最大値は27,600m³/秒にもなっている。②建設省の河川砂防技術基準によれば、計画降雨量を過去の洪水にあてはめて引伸ばし計算を行う場合、2倍以下の雨量引伸ばし率にとどめることになっているにもかかわらず、19洪水は2倍を超えていて、その最大値は3.1倍にもなっている。

国土交通省：600m³/秒の治水効果は数字を示したのであって、計画を定めたものではないから、河川砂防技術基準はあてはまらない。31洪水の中には、引伸ばし率が2倍以下で、ハッ場ダムの効果が大きい洪水もある。

市民側：国土交通省の計算でもカスリーン台風でのハッ場ダムの治水効果はゼロになっている。今日の国土交通省資料にも利根川氾濫マップがついているが、その計算根拠のデータをみると、ハッ場ダムと何の関係もないことがわかった。第一に、この氾濫は、八斗島地点の洪水ピーク流量16,500m³/秒(河川改修で対応する16,000m³/秒に近い)で計算したものであるから、この氾濫のほとんどは河川改修の遅れによるものである。第二に、この計算はハッ場ダムの治水効果がゼロであるカスリーン台風についての計算であるから、ハッ場ダムがあっても同じ氾濫マップが描かれることになる。このように関係のない氾濫マップをハッ場ダムの説明資料に入れて、ハッ場ダムができればその氾濫が軽減されるような印象を与えるのは欺瞞である。

国土交通省：カスリーン台風だけが洪水パターンではない。

●川原湯温泉街の移転再建について

国土交通省：

- ①上湯原代替地の造成時期：2007年度末～2009年度の移転開始に向けて土地買収を進める。今までJR線や県道の付け替え、防災ダムの建設を集中的にやってきたので、遅れているようにみえているだけである。
- ②代替地造成の見通し：第二次土地利用計画をたてている。3回の意向調査を行い、過不足のないように代替地の造成を行う。
- ③代替地の安全性：地すべりにについては現地での実験で安全を確認してきている。小学校のすぐそばに防災ダムがあるが、これは小学校にかかわらず、所定の安全性を確保するためのものである。全国的に小学校のすぐそばに防災ダムがある事例がほかにあるかどうかはわからない。調査中である。

●おわりに

佐藤議員：今日の議論を整理して、必要な資料の提供を国土交通省に求め、議論を進めるべきものは再度議論するようにしたい。

国土交通省が群馬県に建設中のハッ場ダムは必要事業なのに、関係自治体が巨額の費用負担を強いられるとして、東京、埼玉、千葉、群馬の四都県の市民団体が八斗島、利根川氾濫マップをめぐり、各都県知事らに負担金を支出しないよう求め、九月に住民監査請求を提出する方針を決めた。	ハッ場ダム建設で市民団体 9月に住民監査請求	群馬県で、市民団体の試算では、東京都は約六百三十億円、埼玉県が約五百七十億円、千葉県が約四百億円、群馬県が約百七十六億円と負担金も当初の約二倍になる見通し。メンバーは「水需要は頭打ちで利水の必要性はなく、洪水対策にも没立たない」と主張。計画変更前にも東京都と千葉県で監査請求したが、退けられた。市民団体は「建設は水道料金にも跳ね返る。多くの市民に監査請求に加わってほしい」と呼び掛けている。
八斗島、利根川氾濫マップをめぐり、各都県知事らに負担金を支出しないよう求め、九月に住民監査請求を提出する方針を決めた。	ハッ場ダム建設で市民団体 9月に住民監査請求	群馬県で、市民団体の試算では、東京都は約六百三十億円、埼玉県が約五百七十億円、千葉県が約四百億円、群馬県が約百七十六億円と負担金も当初の約二倍になる見通し。メンバーは「水需要は頭打ちで利水の必要性はなく、洪水対策にも没立たない」と主張。計画変更前にも東京都と千葉県で監査請求したが、退けられた。市民団体は「建設は水道料金にも跳ね返る。多くの市民に監査請求に加わってほしい」と呼び掛けている。

浅川治水対策についての申し入れ

2004年3月30日

長野県 青山出納帳 様

浅川・千曲川治水対策会議 代表 山岸 堅磐

私たちは、浅川の治水について当面早期に未改修部分の改修に着手し安全を確保してほしい。

また、浅川ダム建設のため成木67,000本、オリンピック競技施設スパイラル建設のため5,500本、また、京急ゴルフ場建設のため伐採した樹木の早期復元などを総合的治水の一環として求めてきました。

新年度予算で県は砥川、浅川の河川改修に着手するとして8億2,000万円、森林整備に6億2,842万円を、さらに流域の県有施設、各戸貯留にも予算づけをしました。私たちはこれらの治水対策を高く評価し、心から歓迎をしていました。

ところが、突如先の県議会土木委員会で県は、旧浅川ダム予定地付近に設ける「河道内遊水地」は高さ30メートルにも及ぶ穴あきダムであることを表明しました。私たちは衝撃を受けるとともに怒りさえ禁じ得ませんでした。

何故ならば「浅川部会」の討議も踏まえ「長野県治水・利水ダム等検討委員会」は熱心な討議の末、ダムに頼らない河川改修単独案を答申し、また、「浅川流域協議会」でもダムを造れの意見は皆無であったからです。特に重要なのは、上流での河道内遊水池の提案に対しては反対意見もあり、県は具体的な造成計画はなんら示さないままできているのです。

これら検討委員会、流域協議会答申、提言の無視は新河川審議会の答申「河川整備計画の策定手続きにおいて、地域住民の意見を反映していくことを基本とすべき」に照らしても許せるものではありません。また全国的にも注目を集め、地球環境時にふさわしい提案と共感をもって迎えられている『脱ダム宣言』にも反するものではないでしょうか。

このような事態でもありますので敢えて浅川ダム建設の不当性を簡潔に述べてみたいと思います。何と言ってもダム予定地は地質的に危険だということです。その理由は

gを含む榎花凝灰岩が連続していること。

A 予定地一帯は6地区289ヘクタールの地滑り指定地であること

B ダム敷中央を横断するFV断層は「県治水・利水ダム等検討委員会」の再調査で第4紀断層（活断層）であることが判明したこと。

しかもダムを造っても千曲川との関係で洪水時には逆流を防ぐため樋門を閉め44m/sのサイホン方式の排出機場なので内水災害は治まらないのです。「国土問題研究会」は、ダムがある方が昭和57年型洪水で約25万トン、58年型で約54万トン溢水量が拡大していると報告しています。

したがってダムのような大型構造物はこのような地帯には決して造るべきではないのです。ダム建設が浮上する原因は基本高水450m/sに固執するところにあると思われます。そもそも450m/sの基本高水は実測に基づくものではなく机上の計算に過ぎず、誤差が大きく、絶対的なものでなく住民の選択の問題であるとされてきたのです。

浅川どころでなく千曲川の氾濫こそ恐るべきものですが、千曲川岩野地区で、基本高水7000m/sに対して現在は2000m/s程度です。計画流量も5500m/sに過ぎません。さらに飯山市桑名川地籍では、基本高水が9000m/sに対して計画流量は6500m/sとなっているのです。もし百年に一度の大洪水の場合は、千曲川氾濫による善光寺平一帯、飯山地区の災害は、浅川ダムで無理を重ねて100m/sをカットしてもどうにも治まるものではありません。このような緊急重要課題である千曲川の基本高水でさえ将来目標とされ

ているのです。全国的にみても当初の基本高水100%で改修が実施されている所はたして存在するのでしょうか？いずれも将来目標としているのではないのでしょうか。

県内の大仏ダムでも基本高水580m/sを470m/sに下方修正しているではありませんか。以上の観点から幾つかの質問をさせていただきます。

1. 浅川ダム旧予定地に造成するという穴あきダム堤高30メートルは強行されるのでしょうか
2. 県は5年間流量調査をする計画を立てていますが、その実測の成果を見て基本高水を定めるのが妥当で、8月までに河川整備計画をまとめるのは拙速に過ぎると思われます。現段階では基本高水は将来目標にして出来る所から河川改修を進め、十分時間をかけて河川整備計画を策定するべきだと思いますがどのように考えておられますか？
3. 総合的治水への取り組みはどのように進められていますか。例えば「浅川流域協議会」提言では「遊水池は本計画案に不可欠な施設である」としていますが、この面での取り組みはどうなっていますか。
SD 浅川の治水は千曲川との関係を抜きにしては成り立ちません。そのため千曲川河川の実態をつかむため河床変動を知りたいと思います。そこで次の質問をさせていただきます。

以下A、Bをどのように把握しているのか教えてください。

- A 西大滝ダムによる堆砂の影響は大きいと考えられますが、県は西大滝ダム建設以降の河床の変化をどのように把握していますか教えてください。東京電力にはこの河床に関する測量データがあると思われますが提出するよう行政指導をしてください。
- B 県は犀川の指定区間（小田切ダム～上流の指定区間）の河床状況をどのように把握していますか教えてください。

私たちの要請は「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の答申、「浅川流域協議会」の提案も踏まえおよそ次の2項目です。

森林整備、浚渫、沈砂地設置、都市水害対策、中流から下流にかけての遊水池の設置、支流対策、排水機場の能力アップ、立ヶ花狭窄部の拡幅を含む千曲川の改修、地元住民要求の桜堤の造成、千曲川上流の森林整備など、流域全体の総合的治水実現に向かって総力を挙げていただきたい。（私たちの総合的治水対策は既に提出してありますが、さらに調査研究を進め具体化して提出するつもりでいます）

私たち流域住民も県と協力して総合的治水対策実現のため全力を尽くす決意を固めていることを改めて述べさせていただきます。申し入れとさせていただきます。

「思川開発事業」公金等差止訴訟 訴状

公金支出差止請求事件
損害賠償行使請求事件

2004年4月15日

千葉地方裁判所 御中

当事者の表示

〒273-0025 千葉県船橋市印内町 668-1805

原告 藤原 信

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1

被告 千葉県知事 堂本 暁子

訴訟物の価格 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、思川開発事業の建設に関し、以下の各公金の支出をしてはならない、
 - ① 治水に関する負担金
 - ② 水源地域整備事業経費負担金
 - ③ 財団法人 利根川・荒川水源地域対策基金事業経費負担金
- 2 被告は、堂本暁子に対し、上記各公金に関し、すでに支出した分について、損害賠償を請求せよ、
- 3 被告は、思川開発事業において、北千葉広域水道企業団が行なう利水に関する一切の債務負担行為をしてはならない、
- 4 訴訟費用は被告の負担とする、
との判決を求める。

第1 当事者

原告は千葉県の住民であり、被告は千葉県知事である。

千葉県は、北千葉広域水道企業団の構成団体の一つである。

第2 請求の原因

1 原告は、1997年に結成された「思川開発事業を考える流域の会」の代表として、栃木県鹿沼市に建設中の思川開発事業（南摩ダム）の建設に反対してきた。

2 思川開発事業は、水資源機構（旧水資源開発公団）が、鹿沼市の南摩川に建設を予定しているダム事業であるが、まだ本体工事には着手していない。

南摩川は小川ともいえるべき小河川であり、集水域も12.4平方キロと小さく、水が貯留出来る可能性も少ないため、導水管を敷設して、他河川より大量の水を導水しなくては水が貯まらないというダム計画である。

構想が発表されたのは40年前の1964年で、南摩川に総事業費209億円でダムを建設し、隣接する今市市の大谷川から1億2000万トンを取水し、直径3～5メートルの導水管により、20キロ離れた南摩ダムまで運ぶという計画である。

今市市では、市長を会長とする「大谷川取水絶対反対期成同盟」が発足し、強力な反対運動が展開され、膠着状態が続いた。

10年前の1994年に計画が見直され、南摩ダムの総貯水量は1億トンに変更となり、大谷川からの取水は6000万トンに半減され、途中の黒川から900万トン、大芦川から2100万トン、南摩川から1000万トンを取水することになった。

一方、総事業費は2520億円と10倍増となり、各自治体に重い負担となった。

2000年11月になって、地元（今市市）の調整が難航しているとの理由により、大谷川からの分水が中止され、計画が再度、変更された。

現計画では、南摩ダムの有効貯水容量は5000万トンに半減され、鹿沼市を流れる黒川に取水・放流口が、大芦川に取水口が設置され、両河川より導水管により、南摩ダムまで導水することになった。

導水管は当初20キロのところ、10キロに短縮され、総事業費は1850億円に減額された。

大谷川からの導水は中止されたが、黒川900万トン、大芦川2100万トン、南摩川1000万トン、計4000万トンは変わらないので、有効貯水容量5000万トンの残りの1000万トンは不足するという欠陥ダムである。

3 南摩ダムより取水する千葉県関係の新規利水については、前計画では、千葉市の水道用水として $0.176\text{m}^3/\text{s}$ 、北千葉広域水道企業団の水道用水として $1.060\text{m}^3/\text{s}$ で、合計 $1.236\text{m}^3/\text{s}$ となっていたが、変更計画では、千葉市はゼロに、北千葉広域水道企業団は $0.313\text{m}^3/\text{s}$ に減量された。変更計画によれば、千葉県の負担額は、治水分は408億円（22.05%）、利水分は51億円（2.77%）、合計459億円に変更となった。

治水分408億円の7割の286億円は国庫補助金で、千葉県の治水分の直接の負担額は122億円となる。

治水分については平成15年度までに14億円が支出済みであり、平成14年度（2002年）は2億4838万円、平成15年度（2003年）は2億3607万円であった。

平成16年度には4億円を支出する見込みである。

利水分については、債務を確定しただけで、支出は事業完了後に分割払いとなっているとのことである。利水分については51億円といわれているが、利子も含めると、100億円になるものと思われる。

このほか、利根川荒川水源地域対策基金、水源地域対策特別措置法による事業等への拠出金があるが、この金額がいくらなのかは不明である。

4 思川開発事業が計画された当初は、首都圏への急激な人口集中が始まった時期だったが、東京の人口増加も一段落し、東京都は水余りの状況になったので、1994年の第1次変更計画では、東京都は新規利水から撤退している。

5 2000年の第2次変更計画では、大谷川分水の中止に伴い、各自治体の新規利水は大幅に減少している。

千葉県でも、先に述べたように、千葉市は撤退し、北千葉広域水道企業団も $0.313\text{m}^3/\text{s}$ と、前計画の4分の1に減量された。

6 鹿沼市には、南摩ダムと東大芦川ダムという二つのダム計画があり、東大芦川ダムは南摩ダムを補完するダムとして位置付けられ、二つのダムは一括管理されることになっていたが、昨年（2003年）7月に、栃木県知事は、東大芦川ダムの建設中止を決断したので、南摩ダムはその機能を喪失している。

7 全国各地でダム事業の見直しが行われていて、利根川上流でも、平成8年より14年までに、直轄ダムが6基、水資源機構のダム3基が中止もしくは計画変更となり、最近では、水資源機構の戸倉ダムも、下流県の水余りを理由に、中止されている。

第3 違法および不当の事由

1 地方財政法第1条、第3条および第4条違反

地方財政法第1条で、「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。」とあり、第3条では、「合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とあり、第4条では、「必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされている。

思川開発事業への負担金等への支出は、これらの法条に違反している。

2 治水について

治水面では、「思川開発事業の基本高水流量の設定・根拠について」（国土交通省）という資料によれば、南摩ダムの洪水調節流量は、 $125\text{m}^3/\text{s}$ 程度であり、渡良瀬遊水池でゼロとなり（甲1号証）、利根川の基本高水流量にはカウントされていない。

南摩ダムの治水効果は利根川下流部の治水対策上必要ないものであり、千葉県には影響ないので、治水分の経費122億円は、合理的な基準による算定とはいえず、違法である。

2001年12月25日の「広報かぬま（No917）」（甲2号証）には、「南摩ダムは栗橋地点の計画高水流量毎秒17,000トンのうち毎秒50トン減らすだけなのに、どうして多額の費用をかけるのですか。」という意見が

鹿沼市民から寄せられている。

17,000 m^3/s のうちの50 m^3/s は誤差の範囲であり、余裕高を考慮に入れば、洪水調節の必要性は認められない。

これを見ても、南摩ダムは、利根川下流域の治水上の機能はほとんどないということが明らかである。

3 利根川流域の治水について

利根川の洪水については、「八斗島地点における計画高水流量を16,000 m^3/s として、基本高水ピーク流量22,000 m^3/s のうち6,000 m^3/s を上流ダム群で調節する計画である。」としているが、これまで50数年間、建設省が作ってきた上流ダム群による洪水調節効果は僅か1,000 m^3/s に過ぎない。(甲3号証)

戦後約50年間の建設省(現国土交通省)の上流ダム群の整備によっても1000 m^3/s の整備しかできていないということである。

国土交通省としては、残りの5000 m^3/s については、「今後の具体的な検討の中で計画を定めていくこととしている。」としているが、これは、国土交通省が設定した基本高水の22,000 m^3/s が過大であることを物語っている。

南摩ダムの洪水調節効果は、ゼロもしくは僅か50 m^3/s というのに、治水分として、全体で1378億円、千葉県だけでも122億円を支出するというのは、「合理的な基準による算定」とはいえず、「必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」という地方財政法に違反する。

八斗島での年最大流量の推移(甲4号証)を見ても、1950年以降、10,000 m^3/s をこえるような流量は記録していない。

治水上は、南摩ダムが中止されても、支障はない。

4 利水について

利水面では、県の監査委員会では、新規利水0.313 m^3/s は北千葉広域水道企業団のことであり、千葉県の直接関与するものでないとのことであるが、千葉県は北千葉広域水道企業団の構成団体の一つであり、県の監査委員会は、千葉県全体の水需要予測からこの問題を検討すべきである。

千葉県の未利用水は、2002年2月現在で、2.805 m^3/s あり、その内訳は工業用水1.794 m^3/s 、上水0.051 m^3/s 、農業用水が0.960 m^3/s である。

2003(平成15)年に実施された千葉県水道局についての包括外部監査によれば、「41,000 $\text{m}^3/\text{日}$ (0.474 m^3/s)を平成3年度に工業用水道事業から譲り受けているが、現在に至っても利用されていない。」「長期的な水需要の見通しに狂いが生じた場合には、利用されないことも考えられる。」とのことである。(甲5号証)

利用されないまま、ムダに放置されている状態である。

千葉県全体の水需要としては、県水道局の未利用上水や、未利用工業用水の転用・融通の面から検討すべきで、一企業団の問題に矮小化すべきではない。

南摩ダムからの新規利水0.313 m^3/s は、千葉県水道局からの上水の転用でも十分対応出来る水量である。

千葉県の「水源調整計画の概要」(甲6号証)によれば、「工業用水の取水地点は長柄ダムであるが、北千葉広域水道企業団は江戸川での取水が前提となるため県水道局を介した三者間の水源融通が必要となる」とのことである。

1) 用途間転用、2) 地域間水源融通 により、北千葉広域水道企業団の0.313 m^3/s を充当すれば、思川開発事業に参画する必要はなくなる。

千葉県は2010年から人口は漸減する上、節水思想の向上により、水需要は減少し、水余りを迎えることになる。このことは、「千葉県の下水道・工業用水道の水需給」の推移(甲7号証)を見ても明らかである。

南摩ダムが完成する時期は、千葉県の水余りが顕在化する時期である。

必要のないダム事業に公費を支出するのは、「必要且つ最小の限度をこえた支出」に当たり、公費のムダな支出で、地方財政の健全性の確保を目的とする地方財政法に違反する。

5 河川法違反

1997年の河川法改正により、河川法第1条の(目的)に「河川環境の整備と保全」が加えられた。

この計画では、ダムの建設を予定されている南摩川に水を補給するため、黒川、大芦川より取水することになっているが、取水により、黒川および大芦川では、取水口から下流の河川流量が少なくなり、河川環境が劣化する恐れがある。

導水管の取水口が設置される大芦川は、関東随一の清流とされているが、取水口と導水管の工事により、河川環

境が著しく侵害される恐れがあり、また地下水の枯渇も指摘されている。

法律に反する行為のためになされる財務行為は、その違法性を承継し、違法な財務行為となることは、判例の示すとおりであり、河川法に違反する工事に対する公費の支出は違法な公金支出である。

6 理事者が時代遅れと認識している事業への公費の支出は違法

2001年4月24日に、被告へ提出した「思川開発事業に関する要望書」に対して、同年4月28日に、原告への返書（甲8号証）に、「思川開発、時代おくれですね」という被告の添え書きがある。

返書には、「また、いただきましたご意見については、担当部署へ検討するよう指示いたしました。」とあるが、要望の内容を検討した経過がまったくない。

しかし、施策は本来、費用対効果の徹底的評価の上に立てられなければならないものである。

栃木県知事は、「水がいらないなら事業に参加しなければいいだけ」と述べたとのことである。（甲9号証）

被告が、時代遅れと認識している事業に、十分な政策としての評価も事務事業としての評価もせず公費を支出するのは、裁量逸脱の違法に当たる。

7 千葉県の財政事情について

平成14年度の千葉県の一般会計の決算見込みによると、実質収支は82億円の赤字となっている。地方債の現在高は2兆955億円で、これは、県民一人当たり約35万円の借金となっている。

平成15年度も、2月補正段階で、90数億円の財源不足となる見通しで、2年連続の赤字決算が避けられない状況といわれている。

地方財政法第1条には、「地方財政の健全性の確保」が謳われている。

これ以上、ムダな公費の支出をすべきではない。

以上述べた通り、思川開発事業は、合理的とはいえない災害予測と水需要予測に基づいて立案されており、千葉県にとって、治水・利水の両面において合理性を欠いた事業であり、代替案も可能である。

よって、今後に予定されている支出は千葉県に違法に回復し難い損害を与える恐れがあり、すでに支出された支出は、それと同額の損害を千葉県に与えたものといえる。

第4 住民監査請求の前置について

原告は、2004年1月22日に、千葉県監査委員会に住民監査請求（甲10号証）を提出し、同年2月13日午前11時15分より11時45分まで、陳述を行なった。

第5 監査結果について

同年3月20日に、千葉県監査委員会より、3月19日付けの「千葉県職員措置請求の監査結果について（通知）」を受領した。（甲11号証）

しかし監査結果については不服であるので、地方自治法第242条の二1号および4号に基づき、被告に対し、請求の趣旨に記載の公金の支出の差止と、損害賠償請求の行使を求める。

（証拠資料）

甲 1号証 思川開発事業の基本高水流量の設定・根拠について

甲 2号証 鹿沼市の水事情（広報かぬま）からの抜粋

甲 3号証 八斗島基準点から上流にあるダムで見込むカット量

甲 4号証 利根川・八斗島地点の年最大流量の推移

甲 5号証 包括外部監査からの抜粋

甲 6号証 水源調整計画の概要

甲 7号証 千葉県の上水道・工業用水道の水需給

甲 8号証 千葉県知事よりの文書

甲 9号証 朝日新聞（栃木県版）2001年5月12日

甲10号証 千葉県職員措置請求

甲11号証 千葉県職員措置請求の監査結果について（通知）

第1回の公判は6月29日にありました。第2回は9月7日で「弁論準備」です。

密室での事業費増額と治水計画変更／徳山ダム事業実施計画変更に抗議する 野党は「泥棒に追い銭」の徳山ダム追加予算(補正予算)審議に応じるな！

国交省は、7月15日、水資源機構に対し「徳山ダムに関する事業実施計画」の変更を認可した。

これにより「水資源開発促進法に基づく水源施設である徳山ダム（ゆえに水資源機構が建設できる）：事業費2540億円」は、なすべき議論がなされないまま、「3500億円の治水ダム」に変貌した（他の目的：「利水」については専用施設計画が見えず、「発電」も発電所の工事は行われていない。）

徳山ダムの利水者（岐阜県、愛知県、名古屋市）の「利水容量削減」を認めることで利水者負担の増額を抑えるべく、治水容量（洪水調節容量、不特定補給、渇水対策容量）を大幅に増やした。結果的には、関係県市はすべて負担額が大幅に増額することになっただけでなく、「徳山ダム」については何も知らされていない納税者一般が644億円（治水＝627億円、利水＝17億円）もの「追い銭」を盗られることになったのである。

<河川法脱法の治水計画変更>

徳山ダム第1審の不当判決後、3ヶ月で、各利水者は需要予測の大幅下方修正を行い、徳山ダムからの新規利水を半減させた。徳山ダム事業実施計画の土台となっている木曽川フルプラン全部変更は、6月15日に閣議決定され（6月24日告示）、利水容量は事業認定処分時の55%（当初計画の44%）となった。国（事業認定処分者）が、第1審を通じて「妥当である」としていた水需要予測は、私たちの主張通り、架空・過大であることが白日の下に明らかになったのである。

徳山ダムの「水源施設」としての不要性が露わになった今、「徳山ダムによって揖斐川の治水安全度が大きく向上する」と謳う「新洪水調節計画」という呼称（元は「治水計画」という言葉が用いられていた。その呼称をわざわざ変えたことは、「疚しい」ところがあることを自白したようなものである）の大幅な治水計画変更が、河川法を脱法し、フルプランと事業再評価制度をご都合主義で組み合わせるという方法でなされようとしている。

「これからは、治水計画変更の際は、バックデータも公開し、住民の皆さんの意見をよく伺って行います」（1996年6月、建設省中部地建河川調査官・上総周平氏の談）という河川法改正趣旨からすれば、「新洪水調節計画」として「未整備ダムを不要とする」まで踏み込んだ治水計画変更では、河川法第16条の2の手続き（単に形式的なものでなく、この条文を加えた趣旨に則ったもの）が必要である。この手続きを一切飛ばした形で徳山ダム事業費増額に係る事業実施計画変更が行われ、実質的に治水計画変更までなされていくことは、河川法脱法行為であると断ぜざるをえない。

仮に「現行工事実施基本計画の範囲内」だとしても、1995年～1997年にかけて行われた徳山ダム建設審議委員会において「治水計画」として説明されたものからすれば大きな変更であることは間違いない。

揖斐川流域住民としての私たちは、膨大な血税を投入して、危険な新「治水計画」を、河川法を僭脱したまま押しつけられようとしている。

*1：国交省中部地整及び水機構中部支社自身による事業再評価を「監視」することになっている中部地方整備局事業評価監視委員会（治水計画の議論など出来ない委員で構成されている）の議論は、つまるところ「ここまでやってしまったから、このまま建設するしかない」という無内容なものであった。

*2：中部地整は、河川法16条の2の手続きをしない理由をいろいろ挙げるが、その一つに「改正に伴う過渡的な措置として『みなし河川整備基本方針・河川整備計画』＝現行工事実施基本計画の範囲内である」というものがある。しかし、現行工事実施基本計画の高水計画決定の過程を詳細に記した「木曽川水系工事実施基本計画参考資料 1968年9月」を見れば勿論のことだが、単に現行工事実施基本計画に記載された文言だけからみても、中部地整の言い訳は通らない。これで「現行の工実範囲内」というなら、どんな大きな治水計画変更でも河川法の手続きを経ずに行うことが出来てしまう。

徳山ダム事業費960億円増額のうち、187億円が岐阜県の治水負担分である。これから完成まで毎年60億円超の岐阜県の予算が注ぎ込まれるのである。これだけの巨費の数分の一で、常に水害の脅威にさらされている大垣市荒崎地区に、住宅地の被災を免れる囲い堤などの対策をとることが出来る。こうした住民無視の「治水計画変更」は到底容認できない。

<ダムは災厄をもたらす>

私たちは、単に「徳山ダムは不要だ」ということのみならず、将来にわたって、次々と問題を引き起こし続ける－災厄をもたらす－ものであることを強く訴えたい。

財政負担については、上述の通りである。また、イヌワシ・クマタカを頂点とする徳山の貴重な自然環境－生態系については、これまでも再三述べてきた通りである。

さらに付け加えたい。徳山ダム湛水は、大きな誘発地震を引き起こす可能性がある、と。

2004.6.25号の「週刊金曜日」によれば、日本地震学会会長の大竹正和氏（地震予知連絡会会長でもある）は《ダム誘発地震を学問の立場から「現在では学界の常識」と断言》し、《「ところが、日本ではダム誘発地震の研究はタブー視されてやりにくかった。私以降、跡継ぎがいません。水が地震発生の原因であることは、水を貯める、押し入れる、両方の実験から言えることです。ダム誘発地震の研究は地震発生メカニズムを発見するためにも重要です。」》と言う。

徳山ダムにおいても、ダム湛水による誘発地震の可能性については1970年代から地元住民によって問題視されており、1984年の長野県西部大地震の発生によって、より具体的になった（徳山村住民が、移転先として、必ずしも揖斐川流域にある揖斐川町・表山団地を選択しなかった大きな理由の一つと聞いている）。

6億6000万m³=浜名湖2杯分という膨大な湛水量、160mもの深さの湛水、ダム湖の下に活断層=揖斐川断層の存在・・・これらについて、何ら科学的な検証が行われていないのである。

<野党は徳山ダムの追加予算を止めよ>

参院選は小泉内閣への有権者の不信任を表したものとなった。年金法案問題、日韓連疑惑、自衛隊の多国籍軍参加問題など課題山積の臨時国会で野党（特に民主党）の責任は重大である。

臨時国会に、「徳山ダム追加予算」獲得のための補正予算案が出ることは間違いない。逆にいうと、この補正予算成立が遅れると、本当に徳山ダム建設工事は、お金の面で立ち往生する（すでに「追加予算折り込み」で前倒しで発注しているかもしれない。24時間フル稼働・休日なしの突貫工事が凄まじい）。

野党は上述の問題が決着しない限り、補正予算審議に応じない、という姿勢を貫くべきである。「山積する課題についてはそれはそれとして、補正予算については審議に応じ、通す」というのは最悪の選択である。議論すべきが議論されずに通過する、という悪しき例をまた積み上げることになる。国交省河川局による改正河川法の脱法をおおびらに承認してはならない。

こうしている間にも、イヌワシ・クマタカを頂点とする徳山の自然生態系は脅かされている。巨大な人造湖が出来てしまえば、取り返しのつかない自然破壊となり、湛水は誘発地震の不安をもたらす。

国交省中部地整は徳山ダム建設工事を直ちに凍結し、改正河川法16条の2の趣旨に則った河川整備計画を策定せよ！ 水資源機構は工事を凍結した環境下で、まともな環境アセスメントを行え！

川は流域住民のものであり、広く全市民のものであり、国交省や関係県市の役人・首長らのものではない。川を私たち市民の手に取り戻すため、全国の心ある市民の方々とともに私たちはなお闘いを続ける。

全国の市民に対し、徳山ダム建設中止を求める私たちの闘いへのさらなる支持・支援を訴える。

2004.7.21

徳山ダム建設中止を求める会・事務局 近藤ゆり子

<http://tokuyama-dam.cside.com/>

資料 1

徳山ダム建設予算は、今年度当初予算では要求の約半分の 93 億円しかつかなかった（事業費増額の事業実施計画変更がなされていない、という形式論議で財務省が門前払いを食わせた）。国交省・水機構は、早い時期に事業実施計画を変更すべく、加予算獲得のための行政の涙ぐましいまでに奮闘した。3月末から追ってみただけでも以下の通りである。

☆＝国交省中部地整、水機構中部支社、関係県市など行政側（電発及び中電を含む）

○＝徳山ダムをやめさせる会 ◎＝徳山ダム建設中止を求める会 ★＝裁判

☆3/30 木曽川フルプランエリア各県が需給想定調査を回答

☆4/1 中部地整事業評価監視委委員の任期を3ヶ月延長

☆4/13 フルプラン木曽川部会第2回

○4/24 『『今こそ中止を！徳山ダム』～国会議員大いに語る～

（中村敦夫参院議員、河村たかし衆院議員、八田ひろ子参院議員）』

☆4/27 3県1市調整会議（1次アロケ）

☆4/29 中部地整事業評価監視委員会、「新洪水調節計画」承認

○5/6 フルプラン批判意見書検討会

○5/11 「木曽川部会への意見書」提出

☆5/12 フルプラン木曽川部会第3回

○5/17 フルプラン批判学習会

☆5/20 3県1市調整会議（2次アロケ）

◎5/21 大垣市交渉／岐阜県に「緊急申入」

○5/28 三重県知事への公開書簡送付

☆5/31 水資源開発分科会 木曽川フルプラン原案を了承。

中部電力が杉原ダム中止を発表。電源開発が増額（＋12億円）了承。

☆6/7 岐阜県、治水分支払い延長要求

☆6/15 木曽川フルプラン閣議決定。

水機構、岐阜県に事業実施計画変更に係る費用負担同意を求め、
三重県に「協議」を申し入れる。

◎6/16 2県1市一斉監査請求／費用負担同意をするな

○6/17 三重県交渉

☆6/22 3県1市調整会議 合意の旨、中部地整・水機構中部支社が発表

・6/25 中部電力株主総会（杉原ダム中止を巡る質問相次ぐ）

☆7/5 水機構、愛知県・名古屋市に事業実施計画変更に係る費用負担同意を求める。

☆7/8 岐阜県議会、徳山ダム債務負担行為592億円の同意。

岐阜県、愛知県、名古屋市、水機構に費用負担同意を通知。

水機構、国交省に事業実施計画変更認可を申請。

★7/13 徳山ダム裁判控訴審第1回口頭弁論。原告・支援者約40名。

☆7/15 徳山ダム事業実施計画変更認可

☆7/20 岐阜県監査委員会、監査請求却下

（水機構が費用負担同意や協議を申し入れた日付が異なるのは、議会に諮るかどうかの違いによる。議会に諮る県＝岐阜県・三重県には「6月議会日程に間に合うように」、議会をパスする県市＝愛知県・名古屋市には「議会が閉会してから」、ということ）

単位=億円

		2540億円 従来計画①	3500億円 新計画②	増額 ②-①
治水	国費	789	1416	627
	岐阜	251	438	187
	愛知	25	68	43
	三重	62	101	39
利水 上水	国費	191	207	16
	岐阜	69	84	15
	愛知	183	189	6
	名古屋	129	140	11
工水	国費	109	110	1
	岐阜	197	191	-6
	名古屋	57	66	9
発電		478	490	12
合計		2540	3500	960



薬師

長門

中日新聞

2004年(平成16年)6月1日

火曜日

44

徳山ダム

発電規模6割削減

電源開発・中電発表 杉原ダム中止

岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダムの事業費増額問題をめぐり、電源開発(本社・東京)と中部電力は31日、揚水発電を中止し、発電規模を6割削減するとともに、下流部の杉原ダムの建設を取りやめると発表した。事業費圧縮のために徳山ダムの発電容量を減らした結果、揚水発電に必要な水の落差が得られなくなったと説明している。

76年策定の計画では、電源開発が徳山ダムの直下に発電所を建設し、下流4・5kmの杉原ダムから徳山ダムにくり上げる水などを使って、最大出力40万キロワットを発電。中部電力が杉原ダムと下流の発電所を建設し、同2・4万キロワットを発電する予定だった。

新計画では、徳山ダムへのくり上げを止め、杉原ダムも中止。電源開発

が徳山ダム下流の発電所で同15・3万キロワットを発電する。徳山ダムをめぐっては、建設主体の水資源機構が昨年、総事業費を960億円増やして3500億円にするのを発表。国交省は4月に発表した計画変更案で発電容量を2900万キロワット削減した。これによって水位が4メートルなり、揚水発電に必要な落差が確保できなくな

ったという。発電容量減でも、発電分の負担額は12億円増となる。しかし、両社は「重要プロジェクトである徳山ダム事業を成立させるのが大事。痛みを分かち合った」とし、新たな負担に同意する方針だ。施設縮小で固定資産税が減る藤橋村は「納得できない」と反発しており、中電の牧田洋常務取締役は「理解いたたけるよう対応したい」という。一方、国土審議会水資源開発分科会(会長・土明功臣福島大教授)は、徳山ダムの新規利水容量を半分以上減らす木曽川水系水資源開発基本計画の改定案を了承。知事の意見照会などを経て、6月中には閣議決定される見通し。国交省は発電計画の見直しで「ダム計画変更の全容が示された」として、自治体の費用負担同意に向け、詰め作業に入る。

時流なんの止まらぬ建設

完成すれば、総貯水量が日本最大となる「徳山ダム」の建設が、岐阜県藤橋村の損斐川上流で進んでいる。水余り批判の中、1千億円もの事業費の増額が突然発表され、計画は1年近く揺れ動いた。時代の流れは「脱ダム」だが、このダムはいつにも止まりそうにない。

突然の事業費増

徳山ダムは、総貯水量85年の算定で2540億約6億6千万円、治水、利水、発電の多目的ダムだ。76年に事業認可され、00年本体着工した。本体の高さ161mのうち、すでに70mまで積

水余り批判力にならず

すったもんだの末、事業費の増加分の67%は国が負担することになった。3県1市の負担額は岐山県が195億円増、各自自治体がそれぞれ取

た利水の権利を大幅に返上し、国交省はその分を、国の補助率が高い治水事業名目に振り替えるという方法だった。

議論の場なく

丸く収まったように見えるが、首をかしげる点がある。増額の公表が遅

かった。水資源機構の近藤徹・前理事長は、01年の時点で大幅な増額が必要だとわかっていたと後になって認め、自治体から強い反発を買った。

この間に本体工事が進んでしまった。規模縮小などの抜本策は最初から検討の対象外とされた。ようやく増加額を公表

した昨夏は、04年度予算の概算要求の時期で、計画を変更せずに放っておけば、事業費を使い切らなくなり、工事が止まるギリギリの時点だった。

また治水計画の大きな変更にもかかわらず、計画変更は国交省の委員会に進められ、住民が議論する場は全くなかった。

97年の河川法改正で、河川整備計画を作る際には、水系ごとに学識者や住民を交えた流域委員会を設けるのが通例になった。淀川では、流域委員会が「原則としてダムは建設しない」と提言している。

ところが、徳山ダムの属する木曾川水系には流域委員会がない。「流域が広く、データ整理に時間がかかるため」（中部地方整備局）という。

同局の柳川城二企画部長（現・国交省治水課長）は会見で「流域委員会の検討が望ましいが、既に着手している」と述べ、現時点では委員

会を設けるつもりがないことを明らかにした。需要予測に甘さ

徳山ダム

流域の愛知、岐阜、三重の3県と名古屋市長、利水と治水の受益の割合によって、費用を負担しなければならぬ。一方的な増額要請に各自自治体は一斉に反発した。

ダムの総貯水量順位

（注）（財）日本ダム協会の「ダム年鑑2003」から

順位	ダム名	（所在県、川、水系）	総貯水量（万立方メートル）
1	徳山	（岐阜県、損斐川）	65000
2	奥只見	（福島県、阿賀野川）	60100
3	田子倉	（福島県、阿賀野川）	49400
4	夕張シューパロ	（北海道、石狩川）	43300
5	御母衣	（岐阜県、庄川）	37000
6	九頭竜	（福井県、九頭竜川）	35300
7	池原	（奈良県、新宮川）	33840
8	佐久間	（静岡県、天竜川）	32685
9	早明浦	（高知県、吉野川）	31600
10	一ツ瀬	（宮崎県、一ツ瀬川）	26132



徳山ダム完成予想図
（旧水資源開発公団のパンフレットから）

グラフィック：若泉将子 / The Asahi Shimbun

「徳山ダムをこれからつくるとしたら、計画に乗りますか」。ある自治体の幹部に聴いてみた。答えは明快だった。

「乗るわけはない」（小笠原子）

徳山ダム訴訟

原告水需要予測は過大

控訴審 一審見直し求める

水資源機構（旧水資源開発公団）が岐阜県藤橋村に建設している国内最大級の徳山ダム事業をめぐる、住民らが国土交通省と相手取り、事業認定取り消しを求めた行政訴訟の控訴審第一回口頭弁論が十三日、名古屋高裁であり、一審で敗訴した原告側は「ダムの水需要予測が、過去の実績を大きく上回る不合理なものであることは事業認定当時から明らかで、認定は違法」と、判決見直しを求めた。被告側は控訴棄却を求めた。

原告側は控訴理由書で、水資源開発施設であり、新規利水を目的とした「新たな水需要がなければ

法的根拠を失う」と、一審と同様に主張した。最大の争点だった水需要予測について、一審判決が「長期的な観点から整備し、予測を超える事態も想定して余裕を見込む必要がある」と、被告側の予測を容認した点を批判。水道・工業用水などのデータを示し、「水需要実績を検討すれば、二十年後までに予測を超える水不足はあり得ない」と指摘した。

同訴訟は住民らがダム予定地の一部を地権者から譲り受け、一九九九年に提訴。一審の岐阜地裁は昨年十二月「洪水からの保護など公共の利益は多大で、認定に違法性はない」と棄却した。

閉廷後、原告団が名古屋市中区の名古屋弁護士会館で会見。弁護団長の在間正史弁護士は「一審は内容的に踏み込んで判断していない。そのことを求めた訴訟と、同県を前提に、高裁にはきちん」と証拠に向き合って判断を求めたい」と話した。

九百六十億円の巨額事業費増額問題では、追加負担に難色を示していた愛知、岐阜、三重県と名

古屋市が今年六月、「負担やむなし」でまとまり、三県一市の負担増は三百三億円に上ることになった。ただ、ダムの水

利用に不可欠な「導水路計画」は不透明なまま。自治体の負担は今後さらに増える可能性もある。



控訴審を終え会見する在間正史弁護士団長（左から三人目）ら＝十三日午前、名古屋市中区の名古屋弁護士会館で

意見陳述で、原告の近藤ゆり子さん（岐阜県大垣市）は「判決後、国はダムの利水容量を事業認定時の55%に削減し、過大な需要予測が明らかに

一住民の立場で水余りや費用負担増大などの問題点解決に真摯（しん）に対処することが望まれる」。昨年十二月の

負担さらに増加も

フルプランは水余り追認

3県1市

源機構が建設中の治水、利水、発電などの多目的ダム。ロックフィル式で高さ161m、総貯水量はナゴヤドーム約530個分の6億6000万m³で全国最大。19957（昭和32）年に計画され、76年に事業認可。2000年に本体着工し、完成予定は07年度。

にかけ、愛知、岐阜県と徳山ダムを「必要な施設」と位置づけた。一五年度を目途とする木曽川水系の新しい水資源開発基本計画（フルプラン）も、水需要は従来六割にまで減った。これを受け、国土交通省は四月、削減分を治水容量に振り向ける事業実施計画変更案を公表。本

計画は不透明なまま。自治体の負担は今後さらに増える可能性もある。

水源連だよりno.29